証券コード　8403

平成22年６月７日

株　主　各　位

大阪市中央区北浜四丁目５番33号
住友信託銀行株式会社
取締役社長　常　陰　　均

定時株主総会招集ご通知

拝啓　ますますご清栄のこととおよろこび申しあげます。
さて、当社第139期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、次頁のご案内に従って平成22年６月28日（月曜日）午後５時までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1. **日　　時**　平成22年６月29日（火曜日）午前10時〔午前９時開場〕
2. **場　　所**　大阪市中央区北浜四丁目５番33号
住友ビルディング12階会議室
3. **会議の目的事項**
報告事項　1.　第139期（平成21年４月１日から平成22年３月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2.　第139期（平成21年４月１日から平成22年３月31日まで）計算書類報告の件
決議事項
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　取締役12名選任の件
第３号議案　役員賞与支給の件
4. **議決権行使についてのご案内**
電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使される場合、その他議決権行使に関する事項は、次頁の《議決権行使についてのご案内》をご参照ください。
5. **株主様へのお願い**
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の**議決権行使書用紙**を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
また、代理人によるご出席の場合は、代理権を証明する書面を議決権行使書とともに会場受付にご提出ください。（なお、代理人の資格は、当社の議決権を有する他の株主１名に限るとさせていただきます。）

以　上

（株主様へのお知らせ方法）
株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類の内容について、株主総会の前日までに修正すべき事情が生じた場合には、書面による郵送または当社ホームページ（http://www.sumitomotrust.co.jp/IR/company/jp/kabunushi_html/sokai.html）において、掲載することによりお知らせいたします。

《議決権行使についてのご案内》

1. 書面（議決権行使書郵送）による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、株主総会開催日の前日（平成22年６月28日（月曜日））午後５時までに到着するようご返送ください。

2. 電磁的方法（インターネット）による議決権行使

(1) 議決権行使サイト（http://www.webdk.net）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご登録ください。なお、議決権行使サイトは、携帯電話を用いたインターネットでもご利用いただくことが可能です。

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。

(2) インターネットによる議決権行使は、株主総会開催日の前日（平成22年６月28日（月曜日））午後５時まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使されるようお願いいたします。

(3) 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。

(4) インターネットによって、複数回数、または、パソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。

(5) 議決権行使サイトをご利用いただく際の、プロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金（電話料金等）は株主様のご負担となります。

(6) 議決権行使サイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。
①インターネットにアクセスできること。
②パソコンを用いて議決権行使される場合は、インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとして、Microsoft® Internet Explorer6.0以上を使用できること。ハードウェアの環境として、上記インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアを使用できること。
③携帯電話を用いて議決権行使される場合は、使用する機種が、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種であること。（セキュリティ確保のため、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種のみ対応しておりますので、一部の機種ではご利用できません。）
（Microsoftは、米国Microsoft Corporationの米国及びその他の国における登録商標です。）

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申しあげます。

【当社証券代行部　専用ダイヤル】0120－186－417　(24時間受付)
＜その他のご照会＞0120－176－417　(平日：午前９時～午後５時)

3. 機関投資家向け議決権行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された合弁会社（株式会社ICJ）が運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

添付書類

第139期（平成21年４月１日から 平成22年３月31日まで）事 業 報 告

1.　当社の現況に関する事項

(1)　企業集団の事業の経過及び成果等

〔企業集団の主要な事業内容〕

当社グループ（当社、連結される子会社及び子法人等ならびに持分法適用の関連法人等）は、信託銀行業を中心に、リース、投資運用、投資助言、クレジットカード、ベンチャーキャピタル等の金融サービス、及び住宅仲介、シンクタンク等に至る幅広いサービスの提供を行っております。グループ会社のうち、連結される子会社及び子法人等は48社、持分法適用の関連法人等は11社であります。

なお、子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第２条第８項及び銀行法施行令第４条の２に基づいております。

〔金融経済環境〕

当連結会計年度における、わが国経済を見ますと、輸出と鉱工業生産が急速に上向き、企業収益も増益に転じ、政府の販売促進策に支えられて耐久消費財需要が伸びるなど、景気回復の動きが徐々に広がってまいりました。

日経平均株価も、期初の８千円台から期末には１万１千円を上回る水準まで上昇しましたが、消費者物価は下落基調が続いたことから、日本銀行は政策金利を0.1％に据え置き、昨年12月には新たな金融緩和策を実施しました。

海外では、各国で講じられた大規模な財政・金融政策が効果を現し、新興国・資源国では力強い経済成長が続き、米国・欧州主要国の景気も持ち直しました。

このような実体経済の改善を背景に、世界の金融資本市場も正常化に向かう中、危機対応の政策を平時に戻す出口戦略の実行や、金融危機再発防止のための金融規制強化に関する議論が国際的に高まってまいりました。

〔企業集団をめぐる事業の経過及び成果〕

このように金融経済環境が変化する中、当社グループは、お客様本位のサービスの提供に努め、「銀行・信託・不動産事業」を兼営する独立系信託銀行モデルの有する優位性を、お客様や市場に対し明確に提示すべく、経営システムの変革や事業戦略の着実な遂行に努めてまいりました。

【経営システムの変革】

グループの中核となる当社では、全社横断的な事業展開をさらに加速するために、事業部制を廃止いたしました。当社の機構を「顧客グループ」「専門各部・ユニット」「投融資管理グループ」「経営管理各部」に再編し、複雑化・多様化していくお客様の課題・ニーズに対して、これまで以上に的確かつ迅速にお応えする体制を整えました。

併せて、足もとの不透明な経済環境を踏まえ、グループ会社を含めた与信管理体制の強化を図り、信用コストの適切なマネージに努めるとともに、中小企業金融円滑化法（注１）への的確な対応を進める等、コンプライアンス及びリスク管理態勢の高度化にも取り組んでまいりました。

【信託商品開発、トータルソリューション提供力の強化】

信託ならではの質の高い、特色ある商品・サービスの開発や提供を通じた、トータルソリューション提供力の一段の強化と、本邦金融界における「信託の旗手」としての地位を確立するため、事業横断的な商品開発部署として信託開発部を設置し、新商品の開発・提供に注力いたしました。

また、昨年10月１日付で日興アセットマネジメント株式会社を買収し、個人向け投資営業力の一層の向上を図るとともに、個人のお客様及び機関投資家の双方のマーケットにおいて、トップクラスのシェアを持つ国内最大級の資産運用グループとして、さらに付加価値の高い商品・サービスをお客様に提供する体制を充実させました。

【中央三井トラスト・ホールディングス株式会社との経営統合に関する基本合意】

当社は、昨年11月に、株主の皆様のご承認と関係当局の認可等を前提として、中央三井トラスト・ホールディングス株式会社と経営統合を行うことについて基本合意いたしました。中央三井トラスト・ホールディングス株式会社と当社は、両グループの人材・ノウハウ等の経営資源を結集し、強みを融合することで、これまで以上に、お客様にトータルなソリューションを迅速に提供する専門性と総合力を併せ持った、新しい信託銀行グループ「The Trust Bank」を創り上げてまいります。そして、お客様との高度な信頼関係を重視する「銀行事業、資産運用・管理事業、不動産事業を融合した本邦最大かつ最高のステイタスを誇る信託銀行グループ」として、グローバルに飛躍していくことをめざしてまいります。

（事業セグメント別の経過等）

銀行信託事業について、概況は次のとおりです。

① リテール事業

投資信託商品・個人年金保険商品のラインアップ拡充、退職金受信の強化等に取り組むとともに、本年２月には芦屋コンサルティングオフィスを開設し、資産運用・資産管理のメインバンクを実現するコンサルティング力の強化に努めました。また、首都圏・近畿圏の契約センターの整備や大型分譲案件の営業強化を通じ、住宅ローン業務の拡大に積極的に取り組みました。ウェルスマネジメント業務（個人富裕層向けサービス）については、すみしんウェルスパートナーズ株式会社、東海東京ＳＷＰコンサルティング株式会社との連携体制をさらに充実させ、富裕層のお客様の幅広いニーズにお応えしました。

② ホールセール事業

事業法人の国内資金需要が伸び悩む中、国内での貸出に加え、海外における日系企業に対する貸出にも注力するとともに、大型シンジケートローンの組成等に取り組み、お客様の多様なニーズに的確にお応えするソリューション提供力の強化に努めました。また、東証１・２部上場企業、学校法人等との新規取引を推進し、中長期的な成長実現に向けた顧客基盤の拡大に積極的に取り組みました。海外においては、南京市信託投資有限公司の株式を取得し、高い経済成長が見込まれる中国で、日系企業をはじめとするお客様のニーズにお応えできる体制の構築を進めました。証券代行業務では、日本ＴＡソリューション株式会社と協働で、昨年１月に実施された株券電子化制度に対応する業務運営を定着させました。

③　不動産事業

　主力となる不動産仲介業務においては、不動産市況が不透明な中ではありましたが、リテール事業及びホールセール事業との連携を強化し、不動産情報の新規発掘に注力するとともに、創意工夫を凝らした提案型営業による営業力の強化に取り組みました。また、不動産投資マネージ業務については、ヨーロッパに本拠を置く世界最大級の総合金融保険サービスグループであるアクサグループの不動産投資運用会社、AXA Real Estate Investment Managers社と、国内の不動産を対象とした投資ファンドを共同設立することで合意し、住信不動産投資顧問株式会社と連携しつつ投資ファンド立ち上げを推進しました。

④　受託事業

　年金、投資マネージ、及び証券管理サービス業務を担う受託事業では、丁寧で質の高い運用商品の提案と、マーケット動向を的確に捉えた運用助言、お客様のニーズに木目細かくお応えする正確で効率的な事務サービスの提供等を通じて、年金信託残高及び株式投資信託受託残高を伸張させました。確定拠出年金業務では、大型の運営管理機関業務の獲得に注力するとともに、リテール事業との連携を通じた個人のお客様向けのコンサルティング業務の強化に努めました。また、成長著しい中国での取組みとして、住信アセットマネジメント株式会社と共同で、中国Ａ株（注２）も含めた中国株に投資するＳＲＩファンド「チャイナ・グッドカンパニー」を設定いたしました。併せて、Sumitomo Trust and Banking Co.（U.S.A.）は、安定した高品質のサービスを迅速に提供することでグローバルカストディ残高を積み増すとともに、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社も、高度な専門性を磨き、合理化・効率性を追求しつつ、受託資産残高を拡大させました。

⑤　マーケット資金事業

　事業全体でリスクを抑制した運営を行いつつ、金融市場の歪みを巧みに捉えて時宜を得た機動的なポジション調整を図り、収益を積み上げました。また、市場分析力・金融技術力を活かしたオーダーメイド型のリスクコンサルティングや、ホールセール事業と連携した仕組み預金の販売、リテール事業と連携した外貨預金の販売等にも注力しました。

リース事業及び関連会社における金融関連事業についての概況は次のとおりです。

　本年４月１日付で、住信リース株式会社と住信・松下フィナンシャルサービス株式会社とが合併し、商号を住信・パナソニックフィナンシャルサービス株式会社に変更しました。これにより、当社グループのリース関連事業を集約し、リース取扱高のさらなる伸張と信用リスクマネージの高度化や合理化・効率化に向けた体制を整えました。

　ファーストクレジット株式会社は、不透明な不動産市況の中、改めて与信管理態勢の抜本的な強化を進め、信用コストのマネージを図るとともに、収益力の強化に向けた営業モデルの再構築に努めました。

　ライフ住宅ローン株式会社は、コンサルティング型の木目細かな審査ノウハウを活かして、質・量のバランスを重視した貸出運営を進め、貸出残高を順調に伸ばしました。

　住信カード株式会社は、富裕層向けカードの拡販に注力するとともに、各種団体及び職域等の優良大口顧客の開拓に取り組み、会員数の増加に努めました。

　住信アセットマネジメント株式会社は、当社リテール営業店へのサポート等の連携を一段と強化しつつ、新商品の開発・販売ルートの拡充に取り組み、運用資産残高を伸張させました。

　日興アセットマネジメント株式会社は、当社リテール事業の投資営業力強化に向けて、新商品の開発や研修プログラムの提供、共同セミナーの開催等の協働活動を進めました。また、幅広い販売会社からの高い評価を維持しながら、効果的・効率的な営業活動を展開し、運用資産残高の積上げを実現しました。

株式会社住信基礎研究所は、当社からの業務受託に加えて、官民を問わず外部のお客様からの新規・継続受託実績を着実に伸ばし、不動産投資適格性の評価や不動産投資市場の将来予測等の第三者評価機関としてのトップブランドを堅持しました。

すみしん不動産株式会社は、厳しい事業環境下、グループ各社・提携先の情報チャネルも活用した営業力の強化により、取引件数を伸ばすとともに、経費削減にも注力し、業績の回復に努めました。

ビジネクスト株式会社は、改正貸金業法への対応を進めるとともに、与信管理の厳格化、店舗の統廃合及び経費削減の推進等、収益構造の再構築に取り組みました。

トップリート・アセットマネジメント株式会社は、内部管理の充実を図り、安定的収益体制の強化に努めつつ、新規優良資産の取得を通じ、持続的成長をめざした運用資産残高の積上げに注力しました。

（事業の成果）

① 当連結会計年度の業績

こうした取組みの結果、当連結会計年度の「実質業務純益(注３)」は、単体において、前年度は高水準であった市場性収益が減少したことを主因に、前年同期比432億円減益の1,978億円となりました。

経常利益は、「実質与信関係費用(注４)」が単体、グループ会社ともに大幅に減少したことにより、同1,185億円増益の1,481億円となりました。

また、当期純利益は、連結子会社（不動産担保ローンを手掛けるファーストクレジット株式会社）に係るのれんにつき、今後の業績見通しに基づく再評価を実施し、減損損失344億円を特別損失に計上した結果、同452億円増益の531億円、１株当たり当期純利益は30円17銭となっております。

実質与信関係費用は、単体では、要注意先以下の一部取引先における債務者区分の改善または残高減少に伴う貸倒引当金の取崩しの発生や、海外クレジット有価証券に係る減損処理の減少により、同1,287億円改善し74億円の取崩超過、連結では、グループ会社での大幅減少もあり、同1,658億円改善し42億円（費用計上）となりました。

② セグメントの状況

セグメント別の経常利益及び内部取引消去前の経常利益に占める割合は次のとおりです。

まず、事業の種類別セグメントにつきましては、銀行信託事業が1,361億円（88.3％）、リース事業が120億円（7.8％）、金融関連事業が60億円（3.9％）となりました。また、所在地別セグメントにつきましては、日本が1,247億円（78.6％）、米州が219億円（13.8％）、欧州が100億円（6.4％）、アジア・オセアニアが19億円（1.2％）となりました。

③ 資産負債の状況

連結総資産は、前年度末比7,790億円減少し期末残高は20兆5,510億円、連結純資産は、その他有価証券評価差額金の増加等により、同1,858億円増加し期末残高は１兆4,499億円となりました。

主な勘定残高といたしましては、貸出金は、同4,570億円増加し期末残高は11兆6,866億円、有価証券は、同7,107億円減少し期末残高は４兆840億円となりました。預金は、個人における定期性預金の増加を主因に、同3,420億円増加し期末残高は12兆2,511億円となりました。

なお、当社の信託財産総額（単体）は、金銭信託の減少を主因に、同３兆4,632億円減少し期末残高は79兆3,076億円となりました。

（注１） 中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律
（注２） 中国市場に上場されている、中国企業の人民元建て株式のことをいいます。
（注３） 実質業務純益とは、銀行の実勢ベースの収益力を表す指標として用いられております。
（注４） 実質与信関係費用とは、与信関係費用に株式等関係損益や、内外クレジット投資を目的とした有価証券投資に係る費用等、及び持分法による投資損益のうち持分法適用会社の与信関係費用を加えたものです。
（注５） 以上のご報告の計数につきましては、単位未満を切り捨てて記載しております。

〔企業集団が対処すべき課題〕

世界的な金融経済の混乱期を経て、お客様の抱える金融・資産に関する課題はますます高度化・複雑化し、お客様の多様なニーズを総合的に解決できる信託銀行の質の高い専門サービスへの期待は一段と高まっています。

当社グループは、こうした社会の要請や、お客様からの期待にお応えすべく、トータルソリューション提供力のさらなる強化に努めてまいります。

そのため、次のような課題にグループ全社をあげて取り組み、「The Trust Bank」グループ創設に向け、諸施策の推進を加速し、当社グループの未来の飛躍に向けた土台を固めてまいります。

【各事業戦略の強化】

リテール事業では、富裕層のお客様に資産の運用・管理に係るトータルソリューションを提供するウェルスマネジメント業務を一段と強化していくとともに、住信アセットマネジメント株式会社及び日興アセットマネジメント株式会社との連携をさらに深めつつ、投資信託商品・個人年金保険商品等の運用コンサルティングを主軸とする投資営業に注力してまいります。また、全社の与信ポートフォリオの重点分野として、住宅ローン・事業性ローン等の個人のお客様向け与信業務の拡充にも努めてまいります。

ホールセール事業は、お客様の経営課題に対するソリューション提供力の強化を通じて、取引地位の向上を図るとともに、海外における日系企業に対する貸出や日系関連の海外プロジェクトファイナンス、グループ会社機能も用いた販売金融関連ビジネス等への事業展開を強化します。また、法人向け投資営業や、リテール事業と協働した企業の福利厚生サービスに関する総合的なソリューション提供等にも注力してまいります。

不動産事業は、仲介業務の抜本的な営業力強化に向け、営業担当職員の行動モデルと業務フローの変革を進め、不動産顧客基盤と情報量の拡大を図ってまいります。また、海外投資家向け営業、不動産アドバイザリー業務、環境配慮型の不動産コンサルティング、及びテナント仲介等、不動産を切り口とした特色あるサービスの拡充を図り、お客様へより付加価値の高いサービスの提供に努めてまいります。

受託事業は、年金、投資マネージ、及び証券管理サービスの各業務が三位一体となった機関投資家向け「コンサルティング・マルチプロダクト戦略」を推進し、受託資産残高のさらなる積上げ、業界内プレゼンスの向上をめざしてまいります。併せて、機関投資家向けに培った運用コンサルティングスキルを個人のお客様向けにも展開し、投資営業力の強化や職域戦略を他の事業と協働推進してまいります。

マーケット資金事業は、的確な財務マネージによる全社収益の安定化を推進してまいります。また、海外クレジット証券への投資体制整備や、アジア・グローバル戦略の推進に向けたアジア拠点の機能強化も図ってまいります。

【新たな成長の糧（収益源）の発掘】
　当社グループの将来にわたる持続的成長を可能とする「新たな成長の糧」を発掘してまいります。既存の顧客基盤の拡充に加え、収益の安定的成長の糧となる新たなマーケットの開拓を進め、国内外を問わず幅広いお客様に対して、「信託らしい」「住信ならでは」のソリューションを提供してまいります。
　アジアの成長を当社の成長に取り込む信託らしい収益モデルの確立に向けたアジア・グローバル戦略の強化や、中期的な成長分野として、環境金融関連ビジネス（エネルギーファイナンス等の環境金融、環境配慮型の不動産事業、環境をテーマとした投資商品の取扱い等）の分野での新たな事業モデルの構築にも注力してまいります。

【連結経営戦略の強化、経営・事業インフラの充実】
　昨年から当社グループ入りした日興アセットマネジメント株式会社の資産運用機能をはじめ、ファイナンス、コンサルティング、資産管理、及び事務代行等、当社グループ内に有する多様な機能を相互に活用して、お客様のニーズに的確にソリューションを提供するグループ横断的な事業展開を推進し、当社グループ全体の収益力を一層強化するとともに、高付加価値化と効率性を両立させる経営・事業インフラの充実を図ってまいります。
　また、金融円滑化管理体制の充実、コンプライアンス及びリスク管理態勢の一段の高度化もグループ全体で進めてまいります。

　中央三井トラスト・ホールディングス株式会社との経営統合に関しましては、着実に準備を進め、円滑な経営統合実現に向けて、相互信頼と対等の精神で対話を深めつつ、未来志向で新信託銀行グループ「The Trust Bank」の新たな事業モデルを検討してまいります。

　こうした事業活動を通じまして、お客様からより一層の信頼と支持をいただき、企業価値のさらなる増大を図るべく、役職員一同全力を尽くしてまいる所存でございます。
　株主の皆様におかれましては、引き続き温かいご支援を賜りますよう、心からお願い申しあげます。

(2) 企業集団及び当社の財産及び損益の状況

イ．企業集団の財産及び損益の状況

（単位：億円）

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
連結経常収益	8,533	10,956	10,621	8,596
連結経常利益	1,701	1,369	296	1,481
連結当期純利益	1,038	823	79	531
連結純資産額	14,479	12,809	12,640	14,499
連結総資産	210,030	221,807	213,301	205,510

（注）　記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ．当社の財産及び損益の状況

（単位：億円）

		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
預金		113,170	118,102	119,060	122,164
	定期性預金	88,782	96,639	97,893	98,373
	その他	24,388	21,462	21,166	23,791
貸出金		107,974	110,332	114,886	119,214
	個人向け	17,467	18,025	18,458	20,793
	中小企業向け	35,708	34,002	32,456	32,246
	その他	54,798	58,304	63,972	66,174
特定取引資産（トレーディング資産）		6,109	10,796	10,902	8,083
特定取引負債（トレーディング負債）		557	3,396	1,317	981
有価証券		55,044	48,911	50,910	44,743
	国債	11,233	10,884	17,686	14,516
	その他	43,811	38,026	33,223	30,227
社債		2,605	3,159	2,898	3,449
総資産		204,049	215,132	207,358	196,513
内国為替取扱高		986,111	1,026,184	990,798	874,684
外国為替取扱高		158,836 百万ドル	186,581 百万ドル	196,786 百万ドル	141,175 百万ドル
経常利益		134,551 百万円	103,928 百万円	37,973 百万円	127,506 百万円
当期純利益		81,813 百万円	69,924 百万円	38,936 百万円	21,691 百万円
1株当たりの当期純利益		48円89銭	41円75銭	23円25銭	11円37銭
金銭信託		9,054	6,982	6,081	5,851
	貸出金	4,289	3,289	2,797	2,627
	有価証券	146	97	0	0
	その他	4,618	3,595	3,283	3,223
貸付信託		7,007	2,882	1,619	747
	貸出金	—	—	—	—
	有価証券	—	—	—	—
	その他	7,007	2,882	1,619	747
信託財産		771,499	905,340	827,709	793,076
信託報酬		73,226 百万円	74,641 百万円	64,478 百万円	53,140 百万円

（注）1.　記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2.　「金銭信託」及び「貸付信託」は、元本補てん契約のある信託（信託財産の運用のため再信託された信託を含む）について記載しております。

(3) 企業集団の使用人の状況

	当年度末			前年度末		
	銀行信託事業	リース事業	金融関連事業	銀行信託事業	リース事業	金融関連事業
使用人数	7,762人	946人	1,726人	7,722人	987人	1,256人

(注) 1. 使用人数は、就業人員であり、海外の現地採用者を含み、嘱託及び臨時雇員を含んでおりません。
2. 使用人には、取締役を兼務していない執行役員を含んでおります。
3. 当社ならびに連結される子会社及び子法人等の使用人数を記載しております。

(4) 企業集団の主要な営業所等の状況

イ. 銀行信託事業（当社）

国内：本店営業部（大阪府）、東京営業部、神戸支店、横浜支店、名古屋支店、千葉支店、大宮支店ほか56店（前年度末63店）

海外：ニューヨーク支店、ロンドン支店、シンガポール支店、上海支店（前年度末４店）

(注) 営業所数には、出張所を含んでおります。

ロ. 銀行信託事業（主要な子会社及び子法人等）

主要な会社名	主要な営業所
日本ＴＡソリューション株式会社	本社（東京都）
The Sumitomo Trust Finance (H.K.) Limited	本社（中華人民共和国香港特別行政区）
Sumitomo Trust and Banking (Luxembourg) S.A.	本社（ルクセンブルグ大公国）
Sumitomo Trust and Banking Co. (U.S.A.)	本社（アメリカ合衆国）

ハ. リース事業

主要な会社名	主要な営業所
住信リース株式会社	本社（東京都）、大阪支店
住信・松下フィナンシャルサービス株式会社	本社（大阪府）、首都圏支店（東京都）

(注) 住信リース株式会社と住信・松下フィナンシャルサービス株式会社は、平成22年４月１日に合併し、新商号を住信・パナソニックフィナンシャルサービス株式会社としております。

ニ．金融関連事業

主　要　な　会　社　名	主　要　な　営　業　所
ファーストクレジット株式会社	本店（東京都）、大阪支店
ライフ住宅ローン株式会社	本店（東京都）、大阪支店
日興アセットマネジメント株式会社	本社（東京都）

(5) 企業集団の設備投資の状況

イ．設備投資の総額

（単位：百万円）

事　業　セ　グ　メ　ン　ト	金　　額
銀　行　信　託　事　業	4,853
リ　ー　ス　事　業	826
金　融　関　連　事　業	87
合　　計	5,767

（注）1.　記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2.　当社ならびに連結される子会社及び子法人等の設備投資の総額を記載しております。

ロ．重要な設備の新設等

（新設・改修等）

記載すべき重要な設備の新設・改修等はありません。

（処分・除却等）

事業セグメント	会　社　名	内　　容
銀　行　信　託　事　業	住信振興株式会社	渋　谷　ビ　ル　売　却

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ．親会社の状況

該当ありません。

ロ．子会社等の状況
（連結される子会社及び子法人等）

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当社が有する子会社等の議決権比率	その他
住信振興株式会社	大阪市中央区	ビル管理業務	昭和23年6月30日	百万円 50	% 100.00	—
住信保証株式会社	東京都中央区	ローン保証業務	昭和52年8月25日	百万円 300	% 100.00	—
住友信託財務（香港）有限公司 〔The Sumitomo Trust Finance (H.K.) Limited〕	中華人民共和国香港特別行政区	金融業務	昭和53年7月4日	百万円 4,185 （万米ドル 4,500）	% 100.00	—
ファーストクレジット株式会社	東京都千代田区	金銭貸付業務	昭和54年3月23日	百万円 13,500	% 100.00	—
スミトモ トラスト アンド バンキング（ルクセンブルグ）エス・エー 〔Sumitomo Trust and Banking (Luxembourg) S.A.〕	ルクセンブルグ大公国ルクセンブルグ市	信託業務 金融業務 証券業務	昭和60年4月22日	百万円 2,790 （万米ドル 3,000）	% 100.00	—
住信リーシング＆フィナンシャルグループ株式会社	大阪市北区	リース関連子会社の経営管理業務	平成20年3月31日	百万円 50	% 100.00	—
住信リース株式会社	東京都千代田区	リース業務	昭和60年7月1日	百万円 5,064	% 100.00 (100.00)	—
すみしんウェルスパートナーズ株式会社	東京都中央区	コンサルティング業務	平成元年11月6日	百万円 155	% 100.00	—
ライフ住宅ローン株式会社	東京都中央区	金銭貸付業務	平成4年1月22日	百万円 1,000	% 100.00	—
住信ビジネスサービス株式会社	東京都府中市	事務代行業務 人材派遣業務	平成7年7月3日	百万円 80	% 100.00	—
スミトモ トラスト アンド バンキング カンパニー（ユー・エス・エー） 〔Sumitomo Trust and Banking Co. (U.S.A.)〕	アメリカ合衆国ニュージャージー州ホーボーケン市	金融業務 信託業務	平成14年5月20日	百万円 5,208 （万米ドル 5,600）	% 100.00	—
住信不動産投資顧問株式会社	東京都千代田区	投資助言業務 投資運用業務	平成17年11月7日	百万円 300	% 100.00	—
エスティービー プリファード キャピタル2（ケイマン）リミテッド 〔STB Preferred Capital 2 (Cayman) Limited〕	英国領西インド諸島グランドケイマン島ジョージタウン市	金融業務	平成17年11月21日	百万円 1,500	% 100.00	—

会　社　名	所　在　地	主要業務内容	設立年月日	資 本 金	当社が有する子会社等の議決権比率	その他
エスティービー プリファード キャピタル３ (ケイマン) リミテッド (STB Preferred Capital 3 (Cayman) Limited)	英国領西インド諸島グランドケイマン島ジョージタウン市	金融業務	平成19年２月14日	百万円 1,500	% 100.00	―
エスティービー プリファード キャピタル４ (ケイマン) リミテッド (STB Preferred Capital 4 (Cayman) Limited)	英国領西インド諸島グランドケイマン島ジョージタウン市	金融業務	平成20年５月26日	百万円 1,600	% 100.00	―
エスティービー プリファード キャピタル５ (ケイマン) リミテッド (STB Preferred Capital 5 (Cayman) Limited)	英国領西インド諸島グランドケイマン島ジョージタウン市	金融業務	平成20年11月26日	百万円 900	% 100.00	―
日興アセットマネジメント株式会社	東京都港区	投資運用業務 投資助言業務	昭和34年12月１日	百万円 17,363	% 98.59	―
日本ＴＡソリューション株式会社	東京都府中市	情報処理業務 計算受託業務	平成10年７月１日	百万円 2,005	% 80.00	―
住信・松下フィナンシャルサービス株式会社	大阪市北区	リース業務 割賦購入あっせん業務 クレジットカード業務	昭和42年２月27日	百万円 20,520	% 77.38 (66.00)	―
エスティービー オメガ インベストメント リミテッド (STB Omega Investment Limited)	英国領西インド諸島グランドケイマン島ジョージタウン市	金融業務	平成18年６月６日	百万円 5,580 (万米ドル 6,000)	% 75.00	―
住信カード株式会社	東京都中央区	クレジットカード業務	昭和58年６月24日	百万円 50	% 95.00 (45.00)	―
住信インベストメント株式会社	東京都中央区	ベンチャーキャピタル業務	平成12年３月22日	百万円 35	% 100.00 (60.00)	―
住信情報サービス株式会社	大阪府豊中市	情報処理業務 計算受託業務	昭和48年２月12日	百万円 100	% 100.00 (65.00)	―
住信アセットマネジメント株式会社	東京都中央区	投資運用業務 投資助言業務	昭和61年11月１日	百万円 300	% 100.00 (70.00)	―
株式会社住信基礎研究所	東京都中央区	調査研究業務 コンサルティング業務 投資助言業務	昭和63年７月１日	百万円 300	% 100.00 (70.16)	―
すみしん不動産株式会社	東京都中央区	不動産仲介業務	昭和61年１月24日	百万円 300	% 100.00 (95.00)	―

（持分法適用の関連法人等）

会　　社　　名	所　　在　　地	主要業務内容	設立年月日	資 本 金	当社が有する子会社等の議決権比率	その他
住信ＳＢＩネット銀行株式会社	東京都港区	銀行業務	昭和61年６月３日	百万円 25,000	% 50.00	―
日本ペンション・オペレーション・サービス株式会社	東京都中央区	年金給付金等計算業務 事務代行業務	平成16年12月21日	百万円 1,500	% 50.00	―
ビジネクスト株式会社	東京都千代田区	金銭貸付業務	平成13年１月18日	百万円 9,000	% 40.00	―
すみしんライフカード株式会社	東京都千代田区	クレジットカード業務	平成16年10月27日	百万円 255	% 40.00	―
トップリート・アセットマネジメント株式会社	東京都中央区	投資法人資産運用業務	平成16年10月22日	百万円 300	% 38.00	―
エイチアールワン株式会社	東京都港区	人事関連サービス業務	平成14年５月20日	百万円 519	% 35.89	―
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	東京都中央区	信託業務 銀行業務	平成12年６月20日	百万円 51,000	% 33.33	―
日本トラスティ情報システム株式会社	東京都府中市	情報処理業務 計算受託業務	昭和63年11月１日	百万円 300	% 33.33 (28.33)	―
融通基金管理有限公司 〔Rongtong Fund Management Co., Ltd.〕	中華人民共和国広東省	投資運用業務 投資助言業務	平成13年５月22日	百万円 1,703 (百万人民元 125)	% 40.00 (40.00)	―

（注）1.　資本金は百万円未満を、当社が有する子会社等の議決権比率は小数点第３位以下を、それぞれ切り捨てて表示しております。

2.　外国通貨建の資本金については、決算日の為替相場による円換算額を記載しております。

3.　当社が有する子会社等の議決権比率欄の（ ）内は、連結される子会社及び子法人等による間接所有の割合であります。

4.　住信リーシング＆フィナンシャルグループ株式会社は、平成22年４月１日に、当社を存続会社として吸収合併しております。

5.　住信リース株式会社と住信・松下フィナンシャルサービス株式会社は、平成22年４月１日に合併し、新商号を住信・パナソニックフィナンシャルサービス株式会社としております。

6.　エイチアールワン株式会社は、平成21年10月１日に、人事サービス・コンサルティング株式会社から商号を変更しております。

7.　重要な業務提携の概況

・当社は、株式会社ゆうちょ銀行と提携し、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し及び自動預入れ、ならびに、ゆうちょ定時定額自動口座振替サービス「ゆうゆうパック」を行っております。

・当社は、株式会社イーネットと提携し、共同ＡＴＭ運営事業に参加することにより、提携しているコンビニエンス・ストア等において現金自動設備による現金自動引出し、自動預入れ及び振り込みのサービスを行っております。

・当社は、株式会社セブン銀行と共同ＡＴＭに関する業務提携契約を締結し、現金自動設備による現金自動引出し及び自動預入れのサービスを行っております。

・当社は、平成22年３月末日現在、82の金融機関、事業会社及び財団法人と代理店契約を締結し、お客様に対して信託サービスを行っております。

(7) 事業譲渡等の状況

事業譲渡等の日付	事 業 譲 渡 等 の 状 況
平成21年10月１日	当社は、シティグループ・ジャパン・ホールディングス等から日興アセットマネジメント株式会社の株式98.55％を取得し、当社の子会社といたしました。
平成21年10月１日	当社は、日興アセットマネジメント株式会社の子会社化に伴い、日興アセットマネジメント株式会社が40.00％の株式を保有する融通基金管理有限公司を、当社の持分法適用の関連法人等といたしました。

（注） 出資比率は、小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。

2.　会社役員に関する事項

(1) 会社役員の状況

（平成21年度末現在）

氏　　名	地　　位	担　　当	重要な兼職	その他
高橋　温	*取締役会長		花王株式会社 社外取締役 京阪電気鉄道株式会社 社外取締役	
幡部高昭	*取締役副会長			
常陰　均	*取締役社長	業務監査部統轄		
大塚明生	*取締役 （専務執行役員を兼務）	受託事業統括役員 兼顧客グループ・投資営業担当役員		
向原　潔	*取締役 （専務執行役員を兼務）	顧客グループ・近畿圏統括役員 兼顧客グループ営業店部業推役員		
杉田光彦	*取締役 （専務執行役員を兼務）	顧客グループ・ホールセール事業統括役員 兼顧客グループ・大企業取引店部統括役員 兼顧客グループ・プロダクツ担当役員 兼顧客グループ営業店部業推役員	日本オーチス・エレベータ株式会社 社外監査役	
安藤友章	*取締役 （専務執行役員を兼務）	顧客グループ長 兼顧客グループ・リテール事業統括役員 兼顧客グループ・リテール営業店統括役員 兼顧客グループ・地方総合店統括役員 兼顧客グループ営業店部業推役員		
草川修一	取締役 （常務執行役員を兼務）	本店総括部、総務部、人事部、リスク統括部、調査部統轄		
服部力也	取締役 （常務執行役員を兼務）	顧客グループ・不動産事業統括役員 兼顧客グループ営業店部業推役員		
筒井澄和	取締役 （常務執行役員を兼務）	マーケット資金事業統括役員		
大久保哲夫	取締役 （常務執行役員を兼務）	企画部統轄 顧客グループ営業店部業推役員	住友成泉株式会社 社外監査役	
佐谷戸淳一	取締役 （常務執行役員を兼務）	管理部、業務管理部、事務推進部統轄		
鈴木　優	常任監査役（常勤）			
髙村幸一	監査役（常勤） （社外監査役）			
坪井達也	監査役（常勤）			
前田　庸	監査役 （社外監査役）		株式会社東京証券取引所グループ 社外取締役 株式会社東京証券取引所 社外取締役	
星野敏雄	監査役 （社外監査役）			

（注）1.　＊を付した取締役は、代表取締役であります。
2.　監査役　髙村幸一、前田　庸及び星野敏雄は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。
3.　監査役　髙村幸一、前田　庸及び星野敏雄につきましては、東京証券取引所及び大阪証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

4. 当社では、環境の変化に対応した経営の意思決定・戦略の遂行・リスク管理を迅速に行うため、執行役員制度を導入しております。平成22年４月１日現在の取締役を兼務している執行役員以外の執行役員は、次のとおりであります。

氏名	地位	担当
浅井英彦	常務執行役員	顧客グループ・海外業務・海外店統括役員 兼顧客グループ・ホールセール事業副統括役員 兼顧客グループ・プロダクツ副担当役員 兼顧客グループ営業店部業推役員
縄田満児	常務執行役員	コンプライアンス統括部、ＣＳ推進部統轄 投融資管理グループ長 兼投融資管理グループ・審査第一部担当役員
鈴木郁也	常務執行役員	受託事業副統括役員 兼顧客グループ・プライベートバンキング・投資営業担当役員 兼顧客グループ営業店部業推役員
穂積孝一	常務執行役員	業務部統轄 投融資管理グループ・審査第二部担当役員 兼顧客グループ営業店部業推役員
八木康行	常務執行役員	顧客グループ・営業開発担当役員 兼企画部副統轄役員 兼顧客グループ営業店部業推役員
北野幸広	常務執行役員	受託事業副統括役員
柴田重政	執行役員	顧客グループ・情報開発担当役員 兼顧客グループ・プライベートバンキング・投資営業副担当役員 兼顧客グループ・プロダクツ副担当役員
今仲政幸	執行役員	東京営業第二部長
森　伊吹	執行役員	顧客グループ・リテール事業副統括役員 兼顧客グループ・営業開発副担当役員 兼顧客グループ営業店部業推役員
野原幸二	執行役員	名古屋地区統括支配人兼名古屋支店長
稲垣光司	執行役員	東京営業第一部長
根本誠一郎	執行役員	本店支配人（東京）
四十宮浩二	執行役員	本店
今井孝至	執行役員	京都支店長
田中敬士	執行役員	米州地区統括支配人兼ニューヨーク支店長
阿賀俊文	執行役員	本店営業部長
阿部　悟	執行役員	リテール企画推進部長
佐々木　順	執行役員	マーケット資金企画部長兼財務ユニット長
平木秀樹	執行役員	リスク統括部長

(2) 会社役員に対する報酬等

（単位：百万円）

区分	支給人数	報酬等
取締役	12名	522（内、報酬以外 70）
監査役	７名	90（内、報酬以外 0）
計	19名	613（内、報酬以外 70）

（注）1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 取締役の報酬のうち報酬以外の額は、第139期定時株主総会において決議予定の取締役賞与70百万円です。
3. 株主総会で定められた報酬限度額は、取締役については月額50百万円、監査役については月額10百万円です。
4. 上記には、直前の定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任した監査役２名を含んでおります。
5. 上記支給人数には、使用人兼務取締役２名を含んでおりますが、使用人分給与は支給しておりません。
6. 企業内容等の開示に関する内閣府令に基づき、個別開示が必要となる連結報酬等の額が１億円以上である会社役員は、当期につきましては該当がありません。
7. 取締役報酬につきましては、当社グループの着実かつ持続的な成長を図っていくために、会社業績向上、企業価値拡大に対するインセンティブとして有効に機能することをめざしております。また、会社業績やこれに対する各取締役の貢献度、中長期的な業容拡大や企業価値向上のための取組み内容等を反映させたものとし、取締役会で決定する毎年度の報酬方針と業績評価委員会の客観的な評価に基づき、報酬等の額を決定しております。また、監査役報酬につきましては、業績に左右されない安定的な処遇を行っております。

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏　　名	兼職その他の状況
前田　庸	株式会社東京証券取引所グループ 社外取締役 株式会社東京証券取引所 社外取締役

（注） 監査役　前田　庸の兼職先である株式会社東京証券取引所グループ及び株式会社東京証券取引所と当社との間に、重要な関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏　　名	在任期間	取締役会及び監査役会への出席状況	取締役会及び監査役会における発言その他の活動状況
髙村幸一	５年９ヶ月	当期開催の取締役会18回中18回に、また監査役会15回中15回に出席	取締役会では、主に製造業出身の常勤監査役としての見地から、必要に応じ質問を行い意見を述べております。また、監査役会では、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。なお、当社の複数の子会社の非常勤監査役（無報酬）を兼職し、企業集団全体の監査体制の強化に尽力しております。
前田　庸	６年９ヶ月	当期開催の取締役会18回中18回に、また監査役会15回中15回に出席	取締役会では、主に法的見地から、必要に応じ質問を行い意見を述べております。また、監査役会では、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
星野敏雄	９ヶ月	平成21年６月の監査役就任以降、当期開催の取締役会13回中13回に、また監査役会11回中11回に出席	取締役会では、主に企業の経営的見地から、必要に応じ質問を行い意見を述べております。また、監査役会では、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

（注）1. 在任期間は、１ヶ月に満たない期間を切り捨てて表示しております。
　　　2. 社外監査役は、定期的に代表取締役との意見交換会に出席して意見を述べるとともに、監査役会で決定した分担に基づき、本支店の実地調査を行っております。

(3) 責任限定契約

氏　　名	責任限定契約の内容の概要
髙村幸一	当社は社外監査役の各氏との間に、会社法第427条第１項に基づき、会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。
前田　庸	
星野敏雄	

(4) 社外役員に対する報酬等

（単位：百万円）

	支給人数	当社からの報酬等	当社の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	４名	37	―

（注） 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

4.　当社の株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式総数	普通株式	3,000,000千株
	第１回第二種優先株式	200,000千株
	第２回第二種優先株式	200,000千株
	第３回第二種優先株式	200,000千株
	第４回第二種優先株式	200,000千株
	第１回第三種優先株式	100,000千株
	第２回第三種優先株式	100,000千株
	第３回第三種優先株式	100,000千株
	第４回第三種優先株式	100,000千株
	第１回第四種優先株式	100,000千株
	第２回第四種優先株式	100,000千株
	第３回第四種優先株式	100,000千株
	第４回第四種優先株式	100,000千株
発行済株式の総数	普通株式	1,675,128千株
	第１回第二種優先株式	109,000千株

（注）1.　株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2.　第１回ないし第４回第二種優先株式の発行可能株式総数は併せて200,000千株を超えないものとしております。
3.　第１回ないし第４回第三種優先株式の発行可能株式総数は併せて100,000千株を超えないものとしております。
4.　第１回ないし第４回第四種優先株式の発行可能株式総数は併せて100,000千株を超えないものとしております。
5.　平成21年９月４日付で、第三者割当により第１回第二種優先株式109,000千株を発行いたしました。

(2) 当年度末株主数

	普通株式	45,893名
	第１回第二種優先株式	26名

(3) 大株主

イ．普通株式

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	千株 112,266	% 6.70
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	100,927	6.02
THE BANK OF NEW YORK MELLON AS DEPOSITARY BANK FOR DEPOSIT RECEIPT HOLDERS	41,945	2.50
THE CHASE MANHATTAN BANK, N.A. LONDON SECS LENDING OMNIBUS ACCOUNT	34,249	2.04
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505225	28,326	1.69
SSBT OD05 OMNIBUS ACCOUNT CHINA TREATY CLIENTS	22,212	1.32
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口９）	22,020	1.31
株式会社クボタ	21,984	1.31
MELLON BANK, N.A. AS AGENT FOR ITS CLIENT MELLON OMNIBUS US PENSION	19,827	1.18
資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口）	15,106	0.90

ロ．第１回第二種優先株式

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数等	持株比率
住友商事株式会社	千株 15,000	% 13.76
住友不動産株式会社	10,000	9.17
三井生命保険株式会社	5,000	4.58
大同生命保険株式会社	5,000	4.58
三井住友海上火災保険株式会社	5,000	4.58
大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社	5,000	4.58
住友化学株式会社	5,000	4.58
出光興産株式会社	5,000	4.58
東洋製罐株式会社	5,000	4.58
東京急行電鉄株式会社	5,000	4.58
伊藤忠商事株式会社	5,000	4.58
京王電鉄株式会社	5,000	4.58
住友金属鉱山株式会社	5,000	4.58
日本電気株式会社	5,000	4.58
丸紅株式会社	5,000	4.58

（注）1.　持株数等は、千株未満を切り捨てて表示しております。
　　　2.　持株比率は、小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。
　　　3.　普通株式の持株比率は、銀行法施行規則に基づき、自己株式（556,984株）を控除して算定しております。

5.　会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

（単位：百万円）

氏名又は名称		当社、子会社及び子法人等が支払うべき報酬等の合計額(注１、２)		その他
監査の職務を行った指定社員の氏名	所属する監査法人			
指定社員・業務執行社員 河　合　利　治 指定社員・業務執行社員 壁　谷　惠　嗣 指定社員・業務執行社員 小　倉　加奈子	あずさ監査法人	①当社、子会社及び子法人等が支払うべき会計監査人に対する報酬等の合計額	334	(注３)
		②うち監査証明業務の対価として支払うべき報酬等の合計額	264	
		③うち当社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額	179	

(注１)　記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(注２)　当社と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、③の金額には当社が支払うこれらの合計額を記載しております。

(注３)　当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務（非監査業務）である信託業務の内部統制監査等を委託し対価を支払っています。

(2) 会計監査人に関するその他の事項

イ．会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

　当社では、会計監査人の独立性、審査体制及び法令等遵守体制その他の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制の整備状況を特に考慮し、取締役と監査役が綿密な連係をとりつつ、会社法第340条等に基づき解任又は不再任の決定を行う方針であります。

ロ．当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこの資格に相当する資格を有する者を含む）が、当社の重要な子会社及び子法人等の監査をしている事実

　当社の重要な子会社のうち、日興アセットマネジメント株式会社、The Sumitomo Trust Finance (H.K.) Limited、Sumitomo Trust and Banking (Luxembourg) S.A.、Sumitomo Trust and Banking Co. (U.S.A.)、STB Omega Investment Limitedは、当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有するものを含む）の監査を受けております。

6.　業務の適正を確保する体制

　当社は、適切な経営管理のもと、業務の健全性及び適切性を確保するため、コンプライアンス（法令等遵守）、顧客の保護及び利便性の向上の徹底ならびに各種リスクの的確な管理態勢の整備・確立に向けた方針を次のとおり定めております。

＜取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制＞

(1) 取締役会は、コンプライアンスを経営の最重要課題の一つと位置付け、健全な社会規範のもとで業務を遂行するため、役職員等の行動規範となる倫理憲章、社会活動憲章及びコンプライアンス方針を定める。

(2) 取締役会は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して毅然とした対応を行うための態勢を整備する。

(3) 取締役は、他の取締役に関する重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告し、遅滞なく取締役会において報告する。

＜取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制＞

　取締役会は、文書管理及び情報セキュリティに関する社内規則に基づき、その保存媒体に応じて適切かつ検索性の高い状態で保存・管理し、必要に応じて10年間は閲覧可能な状態を維持する。

＜損失の危険の管理に関する規程その他の体制＞

(1) 業務執行に係るリスクとして、以下①～⑩のリスク（カテゴリー）を認識する。

① 信用リスク：信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフバランス資産を含む）の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスク

② 市場リスク：金利、株式、為替等の価格やレートの変動、あるいはその他の資産価格の変動により、資産・負債の価値や収益が変動し、損失を被るリスク

③ 流動性リスク：環境の急激な変化や当社の風評の悪化等により必要な資金が確保できなくなるリスク、あるいは、迅速かつ適切な価格で取引ができなくなることにより損失を被るリスク

④ オペレーショナルリスク：業務の過程、役職員等の活動もしくはシステムが不適切であること又は外生的な事象により損失を被るリスク（以下の⑤～⑩のリスクを含む）

⑤ 事務リスク：役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスク

⑥ 情報セキュリティリスク：情報管理、システム障害、システム開発プロジェクトの不適切な管理等に起因し、当社の情報及び情報システムの機密性、完全性、可用性が損なわれる等によって損失を被るリスク

⑦ コンプライアンスリスク：内外の法令・規制・社会規範の遵守を怠ったため罰則又はクレーム・訴訟を受ける、及び、必要な条項の欠落、取引相手の法的行為能力の欠如等、契約上の障害により取引を完了できなくなる等により損失を被るリスク

⑧ 人的リスク：人事運営上の不公平・不公正（報酬・手当・解雇等の問題）、ハラスメント等の問題により損失を被るリスク

⑨　イベントリスク：自然災害・戦争・犯罪等、非常事態の発生により損失を被るリスク
⑩　風　評　リ　ス　ク：マスコミ報道、風評・風説等により当社及び子会社等の評判が悪化し、経営に大きな影響を及ぼす（可能性のある）ことにより損失を被るリスク

(2) 取締役会は、リスク管理態勢の基礎として、リスクカテゴリー毎の管理方針及びそれらを総体的に捉え、経営体力（自己資本）と比較・対照する統合的リスク管理に係る方針（以下、あわせてリスク管理方針という）を定める。
(3) 取締役会は、リスク管理方針に則り、リスク管理に関する取決めを定めた規程の整備、管理部署とその担当役員（取締役・執行役員）の設置等、損失の未然防止とともに不測事態における影響を最小限に止める態勢を整える。
(4) 取締役会は、方針の有効性・妥当性及び態勢の実効性を検証し、適時に見直しを行えるよう、リスク管理状況について管理部署から定期的に（重大な事項については都度）報告を受けるほか、必要に応じて調査等を実施させる。
(5) 取締役会は、リスク管理を含む内部管理態勢等に係る内部監査方針を定め、業務執行に係る部署から独立した内部監査部署から、監査結果について適時適切に報告を受ける。また必要に応じて、リスク管理態勢の有効性等について外部監査を受ける。

＜取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制＞
(1) 取締役会は、役職員等が共有する全社的な経営方針を定め、この浸透を図るとともに、この経営方針に基づく経営計画を決議する。経営計画決議にあたり、戦略目標として、全社的な収益目標の決定、各リスクカテゴリーへの効率的なリスク量配分（資本配分）及び各事業への効率的な経営資源の配分を行う。
(2) 取締役会は、自己資本の充実による業務の健全性と自己資本の有効活用による業務の効率性の維持・向上を図るため、自己資本管理方針を定め、管理態勢を構築する。
(3) 取締役会は、顧客の保護及び利便性の向上を図るため、顧客保護等管理方針を定め、管理態勢を構築して、適切かつ十分な顧客への説明、顧客の苦情・相談等への対処、ならびに顧客情報の管理を行い、顧客保護等管理を徹底する。
(4) 取締役会は、各事業の業務計画等を含む経営計画につき、進捗状況の定期的な報告を受け、必要に応じて計画を修正する。
(5) 取締役会は、月１回以上適宜開催され、迅速な意思決定と効率的な職務の執行を行う。取締役会付議事項は、原則、事前に社長及び社長が指定する取締役等によって構成される経営会議で審議し、その決議を経る。
(6) 取締役会は、個別の事業戦略、リスク管理及び業務等に関する事項を審議・決議する機関として経営会議及び各審議会を設置するほか、必要に応じて提言機関として各委員会を設置する。
(7) 取締役会は、各事業の責任を明確化し、取締役会で選任された執行役員が業務を執行することにより、取締役の職務の執行の効率化を図る。また、社内の組織、権限及び責任を規定に定め、明確化する。
(8) 取締役会は、ステークホルダー（利害関係人）の理解を得ることで業務執行が効率的に運営できるように、ディスクロージャー委員会及びＩＲ担当部署を設置し、当社の経営の透明性を確保する。

<使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制>
(1) 取締役会は、役職員等の行動規範となる倫理憲章、コンプライアンス方針及びコンプライアンス行動基準を定め、取締役が繰り返しその精神を役職員等に伝えることにより徹底する。
(2) 取締役会は、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス統括部署の担当役員（取締役・執行役員）が委員長を務める。取締役会は、コンプライアンスの実施状況及び運営上の問題点について定期的に（重大な事項については都度）提言・報告を受け、経営施策に反映させる。
(3) 取締役会は、コンプライアンス統括部署を設置し、全社のコンプライアンス態勢や関連規定の整備及び研修を行う。また、全店部にコンプライアンス担当者を配置し、店部でのコンプライアンスの実践と研修を行う。
(4) 取締役会は、内部通報の調査態勢及び通報者保護の制度として、コンプライアンス上疑義のある行為等について役職員等が直接コンプライアンス委員会又は社外の弁護士に通報できるコンプライアンス・ホットライン制度を設置し、その運営状況を定期的にコンプライアンス委員会から取締役会に報告する。
(5) 取締役は、当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告し、遅滞なく取締役会において報告する。
(6) 取締役会は、コンプライアンスを含む内部管理態勢等に係る内部監査方針を定め、業務執行に係る部署から独立した内部監査部署から、監査結果について適時適切に報告を受ける。また必要に応じて、コンプライアンスに係る管理態勢の有効性等について外部監査を受ける。

<会社情報の開示全般に係る内部統制の有効性を確保するための体制>
(1) 取締役会は、財務報告を含む会社情報の開示全般に係る内部統制の有効性を確保するため、情報開示統制方針を定め、当社の経営関連情報を公正かつ適時適切に開示する体制を構築する。
(2) 取締役会は、ディスクロージャー委員会を設置する。ディスクロージャー委員会は、情報開示に係る内部統制の適切な整備・運用のための具体的方策を検討する。

<株式会社ならびにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制>
(1) 取締役会は、子会社等の業務の規模・特性に応じ、その業務運営を適正に管理し、コンプライアンス、顧客保護等及びリスク管理の観点から適切な措置をとる。
(2) 取締役会は、子会社等の業務運営に関する基本的事項を定めた規程に基づき、子会社等との間で、業務運営に関する報告及び指導等の態勢を整備する。
(3) 取締役会は、子会社等について総合的に把握・管理する部署（以下、連結経営推進部署という）に加え、各社毎に当社の所管部を定める。原則として所管部長等は、各社非常勤取締役に就任し、子会社等の経営へ参画し、指導する。
(4) 連結経営推進部署及び所管部は、子会社等の実態把握及び指導等を行うほか、必要に応じ、当社関係各部が指導等を行う。連結経営推進部署及び所管部は、取締役会及び経営会議に対し、子会社等の概況を定期的に報告する。
(5) 子会社等と当社及び他の子会社等との間の取引価格等は、マーケットプライスを基準として決定する。
(6) 内部監査部署が法令等の範囲内で必要に応じて、子会社等に対して内部監査を実施し、取締役会に監査結果を適時適切に報告する。

＜監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項＞
監査役の職務の執行を補助する専任組織として設置されている監査役室に、室長１名を含む相当数の使用人を置く。

＜監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項＞
監査役室の使用人は取締役の指揮命令を受けないものとし、使用人の人事・処遇関係については監査役と事前に協議する。

＜取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制＞
(1) 取締役、執行役員及び使用人は、取締役会規則に規定する報告事項に加え、以下①～③の報告を監査役に対して行う。
① 会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見した場合は、直ちに報告を行う。
② コンプライアンス・ホットライン制度による通報状況の報告をその都度行う。
③ 定期的に又は監査役の求めに応じ、子会社等を含む業務執行状況の報告を行う。
(2) 内部監査部署は、定期的に又は監査役の求めに応じ、内部監査の結果を監査役に対して報告する。

＜その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制＞
(1) 監査役が毎年度作成する監査計画に基づく監査の実施に、取締役、執行役員及び使用人は協力する。
(2) 会計監査の適正性及び信頼性確保のため、会計監査人が独立性を保持できるよう以下①～⑤の体制を構築する。
① 会計監査人は、監査役に監査計画を提出し意見交換を行う。
② 会計監査人は、職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制について、監査役に通知を行う。
③ 会計監査人の再任及び報酬の適否については、監査役の事前承認を要することとする。
④ 会計監査人は、定期的に又は監査役の求めに応じて、監査役と会合をもち意見交換を行う。
⑤ その他、取締役、執行役員及び使用人は監査役が必要と認める体制の整備構築に協力する。
(3) 代表取締役は、定期的に又は監査役の求めに応じ、監査役と会合をもち意見交換を行う。
(4) 内部監査部署は、定期的に又は監査役の求めに応じ、監査役と会合をもち意見交換を行う。
(5) 監査役は、重要性等を考慮して子会社等の非常勤監査役を兼務するとともに、子会社等の取締役及び監査役等と意見交換を行う。
(6) 監査役は、必要に応じて外部専門家の意見を徴する。

連結貸借対照表

平成22年3月31日現在

（単位：百万円）

科目	金額
（資産の部）	
現金預け金	970,869
コールローン及び買入手形	86,485
買入金銭債権	489,816
特定取引資産	761,850
金銭の信託	22,345
有価証券	4,084,091
貸出金	11,686,629
外国為替	5,553
リース債権及びリース投資資産	650,540
その他資産	1,203,651
有形固定資産	125,802
建物	31,893
土地	83,314
リース資産	169
建設仮勘定	1,618
その他の有形固定資産	8,806
無形固定資産	170,043
ソフトウェア	34,429
のれん	133,092
その他の無形固定資産	2,520
繰延税金資産	79,131
支払承諾見返	339,837
貸倒引当金	△125,598
資産の部合計	20,551,049

科目	金額
（負債の部）	
預金	12,251,117
譲渡性預金	2,350,884
コールマネー及び売渡手形	79,519
売現先勘定	601,787
特定取引負債	97,945
借用金	1,172,338
外国為替	31
短期社債	438,667
社債	531,815
信託勘定借	430,969
その他負債	771,305
賞与引当金	10,051
役員賞与引当金	411
退職給付引当金	8,927
睡眠預金払戻損失引当金	1,043
偶発損失引当金	8,258
移転関連費用引当金	379
繰延税金負債	34
再評価に係る繰延税金負債	5,778
支払承諾	339,837
負債の部合計	19,101,104
（純資産の部）	
資本金	342,037
資本剰余金	297,052
利益剰余金	505,444
自己株式	△465
株主資本合計	1,144,068
その他有価証券評価差額金	9,188
繰延ヘッジ損益	9,440
土地再評価差額金	△4,655
為替換算調整勘定	△9,922
評価・換算差額等合計	4,050
少数株主持分	301,826
純資産の部合計	1,449,945
負債及び純資産の部合計	20,551,049

連結損益計算書

自　平成21年４月１日　至　平成22年３月31日

（単位：百万円）

科目	金	額
経常収益		859,610
信託報酬	53,062	
資金運用収益	282,915	
貸出金利息	177,986	
有価証券利息配当金	79,972	
コールローン利息及び買入手形利息	230	
買現先利息	0	
債券貸借取引受入利息	347	
預け金利息	1,480	
その他の受入利息	22,897	
役務取引等収益	130,711	
特定取引収益	15,672	
その他業務収益	352,699	
その他経常収益	24,548	
経常費用		711,463
資金調達費用	100,023	
預金利息	66,426	
譲渡性預金利息	6,431	
コールマネー利息及び売渡手形利息	696	
売現先利息	2,559	
債券貸借取引支払利息	3	
借用金利息	7,727	
短期社債利息	891	
社債利息	12,412	
その他の支払利息	2,874	
役務取引等費用	39,255	
その他業務費用	299,033	
営業経費	222,344	
その他経常費用	50,805	
経常利益		148,147
特別利益		19,943
固定資産処分益	2,174	
貸倒引当金戻入益	7,330	
償却債権取立益	1,355	
その他の特別利益	9,083	
特別損失		34,932
固定資産処分損	443	
減損損失	34,489	
税金等調整前当期純利益		133,157
法人税、住民税及び事業税	16,116	
法人税等調整額	50,283	
法人税等合計		66,400
少数株主利益		13,576
当期純利益		53,180

連結株主資本等変動計算書

自　平成21年４月１日　至　平成22年３月31日

(単位：百万円)

科　　　　目	金　　額
株主資本	
資本金	
前期末残高	287,537
当期変動額	
新株の発行	54,500
当期変動額合計	54,500
当期末残高	342,037
資本剰余金	
前期末残高	242,555
当期変動額	
新株の発行	54,500
自己株式の処分	△3
当期変動額合計	54,496
当期末残高	297,052
利益剰余金	
前期末残高	463,346
当期変動額	
剰余金の配当	△11,226
当期純利益	53,180
土地再評価差額金の取崩	143
当期変動額合計	42,097
当期末残高	505,444
自己株式	
前期末残高	△453
当期変動額	
自己株式の取得	△19
自己株式の処分	7
当期変動額合計	△12
当期末残高	△465
株主資本合計	
前期末残高	992,986
当期変動額	
新株の発行	109,000
剰余金の配当	△11,226
当期純利益	53,180
自己株式の取得	△19
自己株式の処分	3
土地再評価差額金の取崩	143
当期変動額合計	151,082
当期末残高	1,144,068

科　　　　目	金　　額
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
前期末残高	△102,248
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	111,436
当期変動額合計	111,436
当期末残高	9,188
繰延ヘッジ損益	
前期末残高	△2,208
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	11,648
当期変動額合計	11,648
当期末残高	9,440
土地再評価差額金	
前期末残高	△4,511
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△143
当期変動額合計	△143
当期末残高	△4,655
為替換算調整勘定	
前期末残高	△10,111
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	188
当期変動額合計	188
当期末残高	△9,922
評価・換算差額等合計	
前期末残高	△119,080
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	123,130
当期変動額合計	123,130
当期末残高	4,050
少数株主持分	
前期末残高	390,146
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△88,319
当期変動額合計	△88,319
当期末残高	301,826
純資産合計	
前期末残高	1,264,052
当期変動額	
新株の発行	109,000
剰余金の配当	△11,226
当期純利益	53,180
自己株式の取得	△19
自己株式の処分	3
土地再評価差額金の取崩	143
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	34,810
当期変動額合計	185,892
当期末残高	1,449,945

第139期　連結注記表

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項
子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第２条第８項及び銀行法施行令第４条の２に基づいております。

1.　連結の範囲に関する事項
(1) 連結される子会社及び子法人等　　48社
主要な会社名
住信リース株式会社
住信・松下フィナンシャルサービス株式会社
日興アセットマネジメント株式会社
ファーストクレジット株式会社
すみしん不動産株式会社
住信アセットマネジメント株式会社
Sumitomo Trust and Banking Co.(U.S.A.)
なお、日興アセットマネジメント株式会社ほか13社は株式取得等により、当連結会計年度から連結される子会社及び子法人等としております。
また、STB Preferred Capital (Cayman) Limitedほか１社は清算により、当連結会計年度より連結される子会社及び子法人等から除外しております。
また、株式会社エスエムエフビジネスサポートは住信・松下フィナンシャルサービス株式会社と合併しております。
(会計方針の変更)
当連結会計年度から、「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第22号平成20年５月13日公表分) を適用しております。なお、これによる当連結会計年度の連結計算書類への影響はありません。
(2) 非連結の子会社及び子法人等
主要な会社名
住信ｉファンドＩ投資事業組合
ハミングバード株式会社ほか42社は、匿名組合方式による賃貸事業を行う営業者であり、その資産及び損益は実質的に当該子会社に帰属しないものであるため、会社計算規則第63条第１項第２号により連結の範囲から除外しております。
また、その他の非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益 (持分に見合う額) 及び利益剰余金 (持分に見合う額) 等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2.　持分法の適用に関する事項
(1) 持分法適用の関連法人等　　11社
主要な会社名
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
住信ＳＢＩネット銀行株式会社
ビジネクスト株式会社
なお、融通基金管理有限公司ほか２社は株式取得等により、当連結会計年度から持分法適用の関連法人等としております。
(2) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等
主要な会社名
住信ｉファンドＩ投資事業組合
ハミングバード株式会社ほか42社は、匿名組合方式による賃貸事業を行う営業者であり、その資産及び損益は実質的に当該子会社に帰属しないものであるため、会社計算規則第69条第１項第２号により持分法の対象から除いております。
また、その他の持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等は、当期純損益 (持分に見合う額) 及び利益剰余金 (持分に見合う額) 等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

3.　連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項
(1) 連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。

11月末日	１社
12月末日	10社
１月末日	４社
３月末日	32社
４月末日	１社

(2) 11月末日を決算日とする連結される子会社及び子法人等については、２月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、12月末日を決算日とする連結される子会社及び子法人等のうち２社については、１社は２月末日現在、１社は３月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、４月末日を決算日とする連結される子会社及び子法人等については、１月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、またその他の連結される子会社及び子法人等については、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。

また、当連結会計年度より、連結される子会社及び子法人等２社は決算日を12月末日から３月末日に変更しております。

連結決算日と上記の決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

4. 開示対象特別目的会社に関する事項

会社法施行規則第４条の規定により、当該特別目的会社に対する出資者又は当該特別目的会社に資産を譲渡した会社の子会社に該当しないものと推定された特別目的会社１社は、重要性が乏しいものであるため注記を省略しております。

5. 連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価に関する事項

連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

6. のれん及び負ののれんの償却に関する事項

のれん及び負ののれんの償却については、その個別案件毎に判断し、20年以内の合理的な年数で償却しております。ただし、重要性の乏しいものについては、発生会計年度に全額償却しております。

7. 会計処理基準に関する事項

(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という）の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

(ｲ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の非連結子会社・子法人等株式及び持分法非適用の関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある株式については連結決算日前１カ月の市場価格の平均に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、株式以外の時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(ﾛ) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(1)及び(2)(ｲ)と同じ方法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

(4) 減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当社の有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年４月１日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建　　物	３年～60年
そ の 他	２年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、主として定率法により償却しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として５年）に基づいて償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者並びにその他今後の管理に注意を要する債務者のうち一定範囲に区分される信用リスクを有する債務者で、与信額が一定額以上の大口債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができるものについては、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率等、債権の発生当初の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引当てております。
上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業店及び審査各部が資産査定を実施し、当該部署から独立したリスク統括部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引当てております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は58,649百万円であります。

(6) 賞与引当金の計上基準
賞与引当金は、従業員への賞与の支払に備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(7) 役員賞与引当金の計上基準
役員賞与引当金は、役員への賞与の支払に備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(8) 退職給付引当金の計上基準
退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として10年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

（会計方針の変更）
当連結会計年度末から「「退職給付に係る会計基準」の一部改正（その３）」（企業会計基準第19号平成20年７月31日）を適用しております。
なお、従来の方法による割引率と同一の割引率を使用することとなったため、当連結会計年度の連結計算書類に与える影響はありません。

(9) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準
睡眠預金払戻損失引当金は、一定の条件を満たし負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

(10) 偶発損失引当金の計上基準
偶発損失引当金は、信託取引等に関して偶発的に発生する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失を個別に見積り、必要と認められる額を計上しております。

(11) 移転関連費用引当金の計上基準
移転関連費用引当金は、東京地区拠点ビルの統廃合及び共同開発等に伴い発生する損失に備えるため、合理的な見積額を計上しております。

(12) 外貨建資産・負債の換算基準
当社の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、取得時の為替相場による円換算額を付す関連法人等株式を除き、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。

(13) リース取引の処理方法
当社並びに国内の連結される子会社及び子法人等の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年４月１日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
また、国内の連結される子会社及び子法人等の所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る収益・費用の計上基準は、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(14) 重要なヘッジ会計の方法

(ｲ) 金利リスク・ヘッジ
当社の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

また、当連結会計年度末の連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号）を適用して実施しておりました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間に応じ期間配分しております。

なお、当連結会計年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は7,295百万円（税効果額控除前）、繰延ヘッジ利益は6,394百万円（同前）であります。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

当社の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。

(ハ) 連結会社間取引等

デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。

なお、一部の資産・負債については、個別取引毎の繰延ヘッジを行っております。

連結される子会社及び子法人等のヘッジ会計の方法は、個別取引毎の繰延ヘッジ、時価ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。

(15) 消費税等の会計処理

当社並びに国内の連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産の取得に係る控除対象外消費税等は当連結会計年度の費用に計上しております。

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更

（金融商品に関する会計基準）

当連結会計年度末から「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号平成20年３月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号平成20年３月10日）を適用しております。これにより、従来の方法に比べ、買入金銭債権は842百万円増加、有価証券は851百万円増加、繰延税金資産は687百万円減少、その他有価証券評価差額金は1,006百万円増加し、税金等調整前当期純利益は1,314百万円増加しております。

注記事項

（連結貸借対照表関係）

1. 関係会社の株式及び出資総額（連結される子会社及び子法人等の株式及び出資を除く）　72,067百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は9,178百万円、延滞債権額は90,643百万円であります。
   なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第１項第３号のイからホまでに掲げる事由又は同項第４号に規定する事由が生じている貸出金であります。
   また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、３カ月以上延滞債権額は０百万円であります。
   なお、３カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から３カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は101,186百万円であります。
   なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び３カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、３カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は201,010百万円であります。
   なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、4,113百万円であります。

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。
 担保に供している資産

特定取引資産	313,970百万円
有価証券	1,184,549百万円
貸出金	697,247百万円
リース債権及びリース投資資産	1,124百万円
その他資産	11,175百万円

 担保資産に対応する債務

預金	24,461百万円
売現先勘定	601,787百万円
借用金	374,660百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券680,002百万円、その他資産172百万円を差し入れております。
また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は1,565百万円、保証金は17,281百万円、デリバティブ取引の差入担保金は56,139百万円であります。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は8,224,299百万円であります。このうち原契約期間が１年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが6,843,296百万円あります。
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律（平成10年３月31日公布 法律第34号）に基づき、当社の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
 再評価を行った年月日 平成11年３月31日
 同法律第３条第３項に定める再評価の方法
  土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布 政令第119号）第２条第１号に定める標準地の公示価格及び同条第４号に定める路線価に基づいて、合理的な調整を行って算出。
 同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 9,246百万円

10. 有形固定資産の減価償却累計額 102,509百万円
11. 有形固定資産の圧縮記帳額 27,650百万円
12. 借用金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金125,000百万円が含まれております。
13. 社債には、劣後特約付社債515,815百万円が含まれております。
14. 当社の受託する元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託584,105百万円、貸付信託73,486百万円であります。
15. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）による社債に対する保証債務の額は91,029百万円であります。
16. １株当たりの純資産額 619円15銭
17. 連結貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機の一部等については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
18. 当連結会計年度末の退職給付債務等は以下のとおりであります。

退職給付債務	△234,388百万円
年金資産（時価）	264,099
未積立退職給付債務	29,711
未認識数理計算上の差異	71,325
未認識過去勤務債務	670
連結貸借対照表計上額の純額	101,707
うち前払年金費用	110,635
退職給付引当金	△8,927

（連結損益計算書関係）

1. 「その他経常収益」には、株式等売却益13,422百万円を含んでおります。
2. 「その他経常費用」には、株式等償却18,743百万円、組合等出資金損失8,970百万円、貸出金償却6,332百万円を含んでおります。
3. 「その他の特別利益」は、当社の子法人等であるSTB Finance Cayman Limitedが平成21年５月26日に同社の発行した英ポンド建劣後特約付永久社債について一部買入を行い、同月29日に消却を行ったことに伴う消却益であります。
4. 「減損損失」には、連結子会社であるファーストクレジット株式会社に係るのれんの減損損失34,438百万円を含んでおります。当社は、同社が営む事業を１つのグルーピング単位としております。
   不動産市況の低迷継続等により、同社の不動産担保ローンの新規実行額及び残高が計画を下回る推移となり、来年度以降の業績見通しを見直した結果、のれんの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。
   回収可能価額は、使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを9.25％で割り引いて算定しております。
5. １株当たり当期純利益金額　30円17銭

（連結株主資本等変動計算書関係）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

	前連結会計年度末株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数	摘　要
発行済株式					
普通株式	1,675,128	—	—	1,675,128	
第１回第二種優先株式	—	109,000	—	109,000	(注)１
合　計	1,675,128	109,000	—	1,784,128	
自己株式					
普通株式	525	39	8	556	(注)２、３

（注）1. 第１回第二種優先株式の発行済株式数の増加109,000千株は第三者割当増資による増加であります。
2. 普通株式の自己株式数の増加39千株は単元未満株式の買取による増加であります。
3. 普通株式の自己株式数の減少８千株は単元未満株式の買増請求による減少であります。

2. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	１株当たり配当額	基　準　日	効力発生日
平成21年６月26日定時株主総会	普通株式	2,511百万円	1.50円	平成21年３月31日	平成21年６月29日
平成21年11月13日取締役会	普通株式	8,372百万円	5.00円	平成21年９月30日	平成21年12月４日
	第１回第二種優先株式	341百万円	3.13円	平成21年９月30日	平成21年12月４日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの
平成22年６月29日開催の定時株主総会の議案として、株式の配当に関する事項を次のとおり提案する予定です。

(決議)	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	１株当たり配当額	基　準　日	効力発生日
平成22年６月29日定時株主総会	普通株式	8,372百万円	利益剰余金	5.00円	平成22年３月31日	平成22年６月30日
	第１回第二種優先株式	2,305百万円	利益剰余金	21.15円	平成22年３月31日	平成22年６月30日

（金融商品関係）

1.　金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、「銀行・信託・不動産事業」を兼営する信託銀行業務を中心に金融サービス事業を行っております。

これらの事業を行うため、主として個人・法人からの預金、借入金、社債の発行による資金調達を行い、個人・法人向けの貸出や有価証券により資金運用を行っております。当社は主として金利変動を伴う金融資産及び金融負債を有しているため、資産及び負債の総合的管理（ＡＬＭ）並びに、その一環としてのデリバティブ取引を実施しております。

また、当社は、銀行法施行規則第13条の６の３に基づき、特定取引勘定（以下、「トレーディング勘定」という）を設置して、それ以外の勘定（以下「バンキング勘定」という）と区分の上、有価証券及びデリバティブ取引のトレーディングを行っております。また、一部の連結される子会社及び子法人等は、有価証券のトレーディングを行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

①　トレーディング勘定

当社グループは、売買目的有価証券のほか、金利、通貨、債券及び商品の店頭又は上場のデリバティブ取引を行っております。これらのデリバティブ取引は、金利変動リスク、為替変動リスク、価格変動リスク及び信用リスク等に晒されております。

②　バンキング勘定

当社グループが保有する金融資産は、主として国内の取引先及び個人に対する営業貸付金であり、顧客の契約不履行等の信用リスクに晒されております。

また、有価証券は、主に株式、債券、投資信託であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

個人・法人預金、借入金、社債は、一定の環境の下で当社グループが市場を利用できなくなる場合など、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されております。

当社は、市場リスクを回避する目的で、金利、通貨、株式、債券及び信用の店頭又は上場のデリバティブ取引を行っております。

主要なリスクである金利リスクについては、金利スワップ取引等をヘッジ手段として、貸出金、預金等の多数の金融資産・負債を金利リスクの特性毎に区分した上で包括的に管理の上、ヘッジ会計を適用しております。また、一部の資産・負債については、個別取引毎にヘッジ会計を適用しております。

当社の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクについては、通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクに対してヘッジ会計を行っております。

また、外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、外貨ベースの直先負債をヘッジ手段とし、包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。

なお、ヘッジ会計の方法は、「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項」に記載しております。

ヘッジ会計の要件を満たしていない取引は、金利変動リスク、為替変動リスク、価格変動リスク及び信用リスク等に晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社は、取締役会で定めた「リスク管理方針」に従い、全社を通じた各リスク・カテゴリーに関する一連のＰＤＣＡ（Plan・Do・Check・Action、計画・実行・評価・改善）サイクルの実効性確保をリスク管理の基本と考えています。

各リスク・カテゴリー毎のリスク管理体制は以下の通りです。

①　信用リスクの管理

信用リスクは当社グループが提供する金融商品において与信先またはカウンターパーティーが債務を履行できなくなり、財務的損失を被ることとなるリスクのことであり、主に貸出金をはじめとする債権や有価証券から発生いたします。信用リスクは、金融の基本的機能である「信用創造機能」にかかわる最も基本的なリスクであり、信用リスク管理態勢をより一層高度化するとともに、新規の健全な資金需要にも前向きに取り組むことで、与信ポートフォリオの分散と顧客基盤強化を進めております。

(ｉ)リスク管理方針

当社グループは信用リスク管理の基本方針を「与信ポートフォリオの分散化」と「個別与信管理の厳正化」としております。

前者について当社グループは、与信先ごとの信用限度額に基づいてエクスポージャーを管理し、大口与信先に対するリスク顕在化の影響度や業種の分散について信用リスク量の計量を含め定期的に検証を実施しております。また、国別の与信集中リスクについても管理しております。

後者については、案件審査や自己査定、社内で付与する信用格付等の運用を通じて、個別の与信管理を精緻に実施しております。信用格付は与信先の信用状況、案件のデフォルト発生の可能性を段階的に表現したものであり、個々の案件審査や与信ポートフォリオ管理の基礎データとなります。また、自己査定を通じて、取引先の財務状況、資金繰り、収益力などの分析による返済能力、債権の回収可能性等の評価を常時行っております。

（ⅱ）リスク管理体制

当社では、取締役会が経営計画において、信用リスク管理に関する重要事項を決定するとともに、信用リスク管理（資産査定管理を含む）に関する報告などを踏まえ、与信戦略及びリスク量計画を決議し、自己査定基準を承認することを通じ資産の健全性を確保しております。個別案件の審査・与信管理にあたっては審査部署と営業店部を互いに分離し相互牽制が働く体制としております。このほか、調査部が中立的な立場で産業調査・個別企業の信用力調査並びに定量的分析などに基づく信用格付を実施し信用リスクを評価しております。また、経営会議や投融資審議会等を定期的に開催し、信用リスクの管理・運営における重要事項を審議しております。以上の相互牽制機能、各種会議体による審議に加え、リスク統括部が信用リスク管理運営の妥当性の検証を実施することにより、適切なリスク管理運営を実施する管理体制を構築しております。

② 市場リスクの管理

市場リスクとは、「金利、株式、為替、コモディティ（商品）、クレジットスプレッド、あるいはその他資産価格の変動により、資産や負債の価値が変動し損失を被るリスク」であります。

（ⅰ）リスク管理方針

当社は、市場リスク管理の基本方針を、市場リスクを許容しうる範囲で能動的に引き受け、収益の極大化を図るよう適切に管理することとしております。

（ⅱ）リスク管理体制

取締役会は、経営計画において、市場リスクに関する重要事項としてＡＬＭ基本計画及びリスク管理計画を決議しております。経営会議は、ＡＬＭ審議会から付議されたＡＬＭ基本計画及びリスク管理計画の審議決定を行っております。ＡＬＭ審議会は全社的な観点による資産・負債の総合的なリスク運営・管理に関するＡＬＭ基本計画及び市場リスクに係るリスク管理計画を策定しております。

市場リスク管理の企画・推進はリスク統括部が行っております。リスク統括部は、リスク量・損益の計測、ＡＬＭ基本計画などの下で運営される市場リスクの状況をモニタリングし、リスクリミット等の遵守状況を監視しております。また、その結果をＡＬＭ審議会の構成員に日次で報告するとともに、ＡＬＭ審議会や取締役会などに対して定期的に報告しております。

（ⅲ）市場リスクの管理手法

市場リスクの把握にはＶａＲ（Value at Risk）を用いております。ＶａＲとは、過去の市場変動実績から一定の条件の下で将来起こりうる最大損失額を統計的に予測する手法であります。当社では、自社で開発した内部モデルに基づき、ＶａＲ計測のほか、さまざまなリスク管理指標の算出やシミュレーションによるリスク管理を実施しております。

当社の内部モデルによるＶａＲ計測は、原則として分散・共分散法を基本に、オプション取引などの一部のリスク（非線形リスクなど）の計測については、ヒストリカル・シミュレーション法を併用しております。市場リスクはリスクの特性により、金利変動リスク、株価変動リスク、為替変動リスク等のリスク・カテゴリーに分類されますが、当社では、各リスク・カテゴリー間の相関を考慮せず、それぞれのリスク・カテゴリーを単純合算して市場リスクの算出を行っております。

③ 流動性リスクの管理

流動性リスクとは、「運用と調達の期間のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、または通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク」であります。

（ⅰ）リスク管理方針

流動性リスクについては、自らの調達能力に照らした適切な限度を定めて管理することを基本方針としております。

（ⅱ）リスク管理体制

取締役会は、経営計画において、流動性リスクに関する重要事項として市場リスク管理と同様にＡＬＭ基本計画及びリスク管理計画を決議しております。経営会議は、ＡＬＭ審議会から付議されたＡＬＭ基本計画及びリスク管理計画の審議決定を行っております。ＡＬＭ審議会はＡＬＭ基本計画及び流動性リスクに係るリスク管理計画を策定しております。

流動性リスク管理の企画・推進はリスク統括部が行っております。リスク統括部は、ＡＬＭ基本計画などの下で運営される流動性リスクの状況をモニタリングし、ＡＬＭ審議会や取締役会などに対して定期的に報告しております。

（ⅲ）流動性リスクの管理手法

流動性リスクについては、資金繰りにおける日々の資金ギャップ額（要調達額）について上限を設定し、日次で管理を行うとともに、運用予定額を含めた将来の資金ギャップが換金性のある資産や市場での資金調達により賄えるかどうかを確認し、適正な資金繰りが行われるようにモニタリングしております。

上記の管理に加えて、当社固有のストレスや市場全体のストレスを想定したさまざまなシナリオに基づく流動性ストレス・テストを実施し、不測の事態が生じても十分な流動性資産があることを確認しております。また、資金流動性の状況に応じて「平常時」、「懸念時」、「危機時」に区分した管理を行うとともに、「懸念時」、「危機時」の対応として流動性コンティンジェンシープラン（緊急時対応計画）を策定しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2.　金融商品の時価等に関する事項

平成22年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（(注２）参照)。

また、連結される子会社社及び子法人等の金融商品のうち金額的重要性の乏しいものについては、当該帳簿価額を時価としております。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時　　価	差　　額
(1) 現金預け金（*１）	970,811	970,811	—
(2) コールローン及び買入手形	86,485	86,485	—
(3) 買入金銭債権（*１）	475,452	475,514	62
(4) 特定取引資産			
売買目的有価証券	498,787	498,787	—
(5) 金銭の信託	10,345	10,345	—
(6) 有価証券			
満期保有目的の債券	546,618	600,355	53,737
その他有価証券	3,365,042	3,365,042	—
(7) 貸出金	11,686,629		
貸倒引当金（*２）	△99,501		
	11,587,128	11,704,466	117,338
(8) 外国為替	5,553	5,553	—
(9) リース債権及びリース投資資産（*１）	644,505	656,442	11,937
資産計	18,190,730	18,373,806	183,075
(1) 預金	12,251,117	12,249,932	△1,184
(2) 譲渡性預金	2,350,884	2,350,884	—
(3) コールマネー及び売渡手形	79,519	79,519	—
(4) 売現先勘定	601,787	601,787	—
(5) 借用金	1,172,338	1,184,449	12,110
(6) 外国為替	31	31	—
(7) 短期社債	438,667	438,667	—
(8) 社債	531,815	541,117	9,302
(9) 信託勘定借	430,969	430,969	—
負債計	17,857,132	17,877,359	20,227
デリバティブ取引（*３）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	203,093	203,093	—
ヘッジ会計が適用されているもの	105,230	105,230	—
デリバティブ取引計	308,323	308,323	—

(*１)　現金預け金、買入金銭債権、リース債権及びリース投資資産に関する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

(*２)　貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*３)　特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた債権・債務は純額で表示しており、正味の資産であります。

（注１）　金融商品の時価の算定方法

資　産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、約定期間が短期間（１年以内）であるものが太宗を占めており、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形

コールローン及び買入手形については、約定期間が短期間（１年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 買入金銭債権

買入金銭債権のうち、業界団体の公表する価格又は取引金融機関から提示された価格のあるものについては、当該価格を時価としております。

上記以外のものについては、内部格付、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、当該価格を時価としております。

(4) 特定取引資産

トレーディング目的で保有している債券等の有価証券については、業界団体の公表する価格又は取引金融機関から提示された価格を時価としております。

短期社債は、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。

(5) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において運用されている有価証券については、取引所の価格を時価としております。

なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については、「(金銭の信託関係)」に記載しております。

(6) 有価証券

株式については取引所の価格、債券は取引所の価格、業界団体の公表する価格又は取引金融機関から提示された価格を時価としております。投資信託については、公表されている基準価格を時価としております。

自行保証付私募債等については、内部格付、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、当該価格を時価としております。

変動利付国債の時価については、合理的に算定された価額をもって時価としております。当該合理的に算定された価額は、当社から独立した第三者の価格提供者により呈示されたものであり、割引現在価値やオプション価格計算モデル等に価格決定変数である国債の利回り及びスワップションのボラティリティ等を投入することにより算定されております。

海外クレジット投資関連の資産担保証券の一部については、合理的に算定された価額をもって時価としております。対象となる有価証券は、海外の住宅ローン債権担保証券、クレジットカード債権担保証券等の一部であり、これらの商品にかかる経営者の合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額を算定するにあたって利用したモデルは割引現在価値、価格決定変数はデフォルト率、回収率、期限前償還率及び割引率等であります。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項は「(有価証券関係)」に記載しております。

(7) 貸出金

法人向けの貸出金については、内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

個人向けの貸出金のうち固定金利によるものについては、貸出条件、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。変動金利によるものについては、短期間で市場金利を反映することに加え、当該貸出を担保・保証の範囲内に限るなどの特性を有しており、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、当該帳簿価額を時価としております。

破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

(8) 外国為替

外国為替については、外国他店預け、外国他店貸、買入外国為替、取立外国為替であります。これらは、満期のない預け金、又は約定期間が短期間であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(9) リース債権及びリース投資資産

リース債権及びリース投資資産については、内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規契約を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算出しております。

負　債

(1) 預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。

円貨固定金利定期預金については、商品ごとに区分し、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、当該価格を時価としております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

外貨固定金利定期預金については、預入期間が短期間（１年以内）のものが太宗を占め、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

変動金利定期預金については、短期間で市場金利を反映し、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 譲渡性預金

譲渡性預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) コールマネー及び売渡手形、及び(4) 売現先勘定

これらについては、約定期間が短期間（１年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(5) 借用金

借用金については、将来のキャッシュ・フローを同様の借り入れにおいて想定される利率で割り引いて現在価値を算定し、当該価格を時価としております。

残存期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

なお、連結される子会社及び子法人等の借用金のうち、変動金利によるものについては、短期間で市場金利を反映し、また、信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似しているとみなし、当該帳簿価額を時価としております。

(6) 外国為替

外国為替のうち、外国他店預りは満期のない預り金であり、また、外国他店借は約定期間が短期間であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(7) 短期社債

短期社債については、約定期間が短期間（１年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(8) 社債

当社並びに連結される子会社及び子法人等の発行する社債のうち、市場価格のあるものについては、当該価格を時価としております。上記以外のものについては、将来キャッシュ・フローを同様の社債を発行した場合に想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

(9) 信託勘定借

信託勘定借については満期がなく、また、短期間で金利が変動することから、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。

デリバティブ取引

取引所取引については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格を時価としております。店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により時価を算定しております。

（注２）　時価を把握することが極めて困難と認められる主な金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

（単位：百万円）

区　分	連結貸借対照表計上額
①　非上場株式（*１）（*２）	47,651
②　組合出資金（*３）	53,909

（*１）　非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

（*２）　当連結会計年度において、非上場株式について2,122百万円減損処理を行っております。

（*３）　組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているもの等については、時価開示の対象とはしておりません。

（有価証券関係）

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の商品有価証券及び短期社債、並びに「買入金銭債権」中の貸付債権信託受益権等が含まれております。

1. 売買目的有価証券（平成22年３月31日現在）

	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
売買目的有価証券	235

2. 満期保有目的の債券（平成22年３月31日現在）

	種　類	連結貸借対照表計上額（百万円）	時　価（百万円）	差　額（百万円）
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	235,989	244,037	8,047
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	23,286	23,392	105
	その他	273,115	319,960	46,845
	外国債券	273,115	319,960	46,845
	小　計	532,391	587,390	54,999
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	57	56	△0
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	14,169	12,907	△1,261
	外国債券	14,169	12,907	△1,261
	小　計	14,226	12,964	△1,261
合　計		546,618	600,355	53,737

（注） 時価を把握することが極めて困難と認められる満期保有目的の債券はありません。

3.　その他有価証券（平成22年３月31日現在）

	種　類	連結貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差　額（百万円）
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	345,398	246,377	99,020
	債券	1,001,159	974,156	27,003
	国債	765,441	740,650	24,791
	地方債	4,328	4,306	21
	短期社債	—	—	—
	社債	231,389	229,198	2,190
	その他	600,356	571,837	28,518
	外国株式	550	140	410
	外国債券	394,609	383,181	11,428
	その他	205,196	188,516	16,680
	小　計	1,946,914	1,792,371	154,542
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	146,464	180,343	△33,879
	債券	617,179	618,798	△1,619
	国債	450,472	450,676	△204
	地方債	7,501	7,541	△39
	短期社債	—	—	—
	社債	159,205	160,580	△1,375
	その他	904,219	928,949	△24,730
	外国株式	—	—	—
	外国債券	671,744	687,460	△15,715
	その他	232,475	241,489	△9,014
	小　計	1,667,862	1,728,092	△60,229
合　計		3,614,777	3,520,463	94,313

（注）　時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額は、（金融商品関係）に記載しております。

4.　当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券（自　平成21年４月１日　至　平成22年３月31日）
該当ありません。

5.　当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自　平成21年４月１日　至　平成22年３月31日）

	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
株式	18,854	8,544	62
債券	1,285,400	7,684	2,939
国債	1,256,797	7,421	2,938
地方債	12,067	104	1
短期社債	—	—	—
社債	16,535	159	0
その他	1,426,148	28,579	11,793
外国債券	1,216,264	24,574	7,106
その他	209,884	4,005	4,687
合　計	2,730,403	44,808	14,795

（注）　時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券を含んでおります。

6.　保有目的を変更した有価証券（平成22年３月31日現在）

従来、「その他有価証券」に区分していた海外クレジット投資関連の資産担保証券の一部について、「満期保有目的の債券」に区分を変更しております。当該区分変更は、海外クレジット投資関連の資産担保証券の市場における取引が著しく停滞していることなどにより、「想定し得なかった市場環境の著しい変化によって流動性が極端に低下したことなどから、保有する債券を公正な評価額である時価で売却することが困難な期間が相当程度生じているような稀な場合」に該当すると判断したことによるものであり、平成20年12月26日に満期保有目的に変更する旨の意思決定を行った上で、振替時の時価（288,058百万円）で変更を実施しております。

その他有価証券から満期保有目的の債券へ変更したもの（平成22年３月31日現在）

	時　価 （百万円）	連結貸借対照表計上額 （百万円）	連結貸借対照表に計上されたその他有価証券評価差額金の額 （百万円）
外国債券	308,150	262,660	△46,815

（注）　当連結会計年度中に、満期保有目的で保有していた債券の一部1,831百万円について、格付の低下に伴い当社が定める満期保有目的の適格要件を満たさなくなりました。このため、同債券について「その他有価証券」に保有目的を変更しております。

7.　減損処理を行った有価証券

その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という）しております。

当連結会計年度における減損処理額は、13,578百万円（うち、株式12,224百万円、外国債券651百万円、その他701百万円）であります。また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定において、有価証券の発行会社の区分が正常先に該当するものについては、時価が取得原価に比べ50％以上下落した場合とし、今後の管理に注意を要する要注意先以下に該当するものについては、時価が取得原価に比べ30％以上下落した場合であります。なお、一部の有価証券については、上記に加え、時価が取得原価に比べて30％以上50％未満下落し、かつ一定期間下落が継続している場合には、時価に回復可能性がないものとして減損処理を行っております。

（金銭の信託関係）

1.　運用目的の金銭の信託（平成22年３月31日現在）

	連結貸借対照表計上額 （百万円）	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
運用目的の金銭の信託	10,345	△1

2.　満期保有目的の金銭の信託（平成22年３月31日現在）

該当ありません。

3.　その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成22年３月31日現在）

	連結貸借対照表計上額（百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの （百万円）	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの （百万円）
その他の金銭の信託	12,000	12,000	―	―	―

（注）　当連結会計年度末において、信託財産構成物に時価のある有価証券等は含まれておりません。

第 139 期末貸借対照表

平成 22 年 3 月 31 日現在

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	**828,856**	**預金**	**12,216,451**
現金	65,661	当座預金	276,786
預け金	763,194	普通預金	1,772,683
コールローン	**86,485**	通知預金	33,509
買入金銭債権	**266,748**	定期預金	9,837,327
特定取引資産	**808,394**	その他の預金	296,143
商品有価証券	9,661	**譲渡性預金**	**2,371,884**
商品有価証券派生商品	41	**コールマネー**	**86,494**
特定取引有価証券派生商品	7	**売現先勘定**	**601,787**
特定金融派生商品	263,766	**特定取引負債**	**98,134**
その他の特定取引資産	534,918	特定取引有価証券派生商品	2
金銭の信託	**22,345**	特定金融派生商品	98,131
有価証券	**4,474,366**	**借用金**	**1,033,815**
国債	1,451,625	借入金	1,033,815
地方債	11,829	**外国為替**	**253**
社債	448,890	外国他店預り	250
株式	956,829	売渡外国為替	0
その他の証券	1,605,191	未払外国為替	2
貸出金	**11,921,476**	**短期社債**	**318,456**
割引手形	4,113	**社債**	**344,900**
手形貸付	242,833	**信託勘定借**	**430,969**
証書貸付	9,981,067	**その他負債**	**640,552**
当座貸越	1,693,462	未決済為替借	333
外国為替	**5,553**	未払法人税等	964
外国他店預け	5,553	未払費用	100,392
その他資産	**821,649**	前受収益	2,323
未決済為替貸	432	金融派生商品	263,316
前払費用	45	リース債務	160
未収収益	61,280	デリバティブ取引受入担保金	246,766
先物取引差入証拠金	1,565	その他の負債	26,295
先物取引差金勘定	553	**賞与引当金**	**3,989**
金融派生商品	407,611	**役員賞与引当金**	**70**
有価証券未収金	35,420	**退職給付引当金**	**223**
その他の資産	314,739	**睡眠預金払戻損失引当金**	**1,043**
有形固定資産	**113,235**	**偶発損失引当金**	**8,258**
建物	27,344	**移転関連費用引当金**	**379**
土地	76,721	**再評価に係る繰延税金負債**	**5,778**
リース資産	149	**支払承諾**	**387,202**
建設仮勘定	1,618	**負債の部合計**	**18,550,644**
その他の有形固定資産	7,401		
無形固定資産	**26,350**	（純資産の部）	
ソフトウェア	23,937	**資本金**	**342,037**
その他の無形固定資産	2,412	**資本剰余金**	**297,052**
繰延税金資産	**59,507**	資本準備金	242,555
支払承諾見返	**387,202**	その他資本剰余金	54,496
貸倒引当金	**△104,843**	**利益剰余金**	**448,147**
投資損失引当金	**△65,993**	利益準備金	48,323
		その他利益剰余金	399,823
		海外投資等損失準備金	0
		別途準備金	371,870
		繰越利益剰余金	27,953
		自己株式	**△465**
		株主資本合計	**1,086,770**
		その他有価証券評価差額金	**8,281**
		繰延ヘッジ損益	**10,293**
		土地再評価差額金	**△4,655**
		評価・換算差額等合計	**13,919**
		純資産の部合計	**1,100,690**
資産の部合計	**19,651,334**	**負債及び純資産の部合計**	**19,651,334**

第139期損益計算書

平成21年４月１日から平成22年３月31日まで

（単位：百万円）

科目	金額	
経常収益		485,189
信託報酬	53,140	
資金運用収益	289,366	
貸出金利息	169,564	
有価証券利息配当金	96,155	
コールローン利息	207	
買現先利息	0	
債券貸借取引受入利息	335	
預け金利息	1,438	
金利スワップ受入利息	17,741	
その他の受入利息	3,923	
役務取引等収益	72,782	
受入為替手数料	797	
その他の役務収益	71,985	
特定取引収益	15,672	
商品有価証券収益	130	
特定取引有価証券収益	118	
特定金融派生商品収益	13,630	
その他の特定取引収益	1,793	
その他業務収益	38,619	
国債等債券売却益	32,257	
国債等債券償還益	3,975	
その他の業務収益	2,386	
その他経常収益	15,606	
株式等売却益	12,779	
金銭の信託運用益	435	
その他の経常収益	2,391	
経常費用		357,682
資金調達費用	109,822	
預金利息	66,436	
譲渡性預金利息	6,510	
コールマネー利息	825	
売現先利息	2,559	
債券貸借取引支払利息	3	
借用金利息	22,347	
短期社債利息	677	
社債利息	6,545	
その他の支払利息	3,917	
役務取引等費用	32,783	
支払為替手数料	400	
その他の役務費用	32,382	
その他業務費用	22,424	
外国為替売買損	3,891	
国債等債券売却損	9,934	
国債等債券償還損	1,828	
金融派生商品費用	6,769	
営業経費	145,906	
その他経常費用	46,745	
貸出金償却	3,274	
株式等売却損	2,048	
株式等償却	18,571	
その他の経常費用	22,851	
経常利益		127,506
特別利益		15,378
固定資産処分益	22	
貸倒引当金戻入益	14,003	
償却債権取立益	1,352	
特別損失		65,163
固定資産処分損	325	
減損損失	29	
その他の特別損失	64,808	
税引前当期純利益		77,721
法人税、住民税及び事業税	5,074	
法人税等調整額	50,956	
法人税等合計		56,030
当期純利益		21,691

第139期株主資本等変動計算書

平成21年４月１日から平成22年３月31日まで

（単位：百万円）

科　　　　目	金　　額
株主資本	
資本金	
前期末残高	287,537
当期変動額	
新株の発行	54,500
当期変動額合計	54,500
当期末残高	342,037
資本剰余金	
資本準備金	
前期末残高	242,555
当期変動額	
新株の発行	54,500
準備金から剰余金への振替	△54,500
当期変動額合計	—
当期末残高	242,555
その他資本剰余金	
前期末残高	—
当期変動額	
準備金から剰余金への振替	54,500
自己株式の処分	△3
当期変動額合計	54,496
当期末残高	54,496
資本剰余金合計	
前期末残高	242,555
当期変動額	
新株の発行	54,500
自己株式の処分	△3
当期変動額合計	54,496
当期末残高	297,052
利益剰余金	
利益準備金	
前期末残高	46,580
当期変動額	
剰余金の配当	1,742
当期変動額合計	1,742
当期末残高	48,323
その他利益剰余金	
前期末残高	390,957
当期変動額	
剰余金の配当	△12,968
当期純利益	21,691
土地再評価差額金の取崩	143
当期変動額合計	8,865
当期末残高	399,823
利益剰余金合計	
前期末残高	437,538
当期変動額	
剰余金の配当	△11,226
当期純利益	21,691
土地再評価差額金の取崩	143
当期変動額合計	10,608
当期末残高	448,147
自己株式	
前期末残高	△453
当期変動額	
自己株式の取得	△19
自己株式の処分	7
当期変動額合計	△12
当期末残高	△465
株主資本合計	
前期末残高	967,177
当期変動額	
新株の発行	109,000
剰余金の配当	△11,226
当期純利益	21,691
自己株式の取得	△19
自己株式の処分	3
土地再評価差額金の取崩	143
当期変動額合計	119,593
当期末残高	1,086,770
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
前期末残高	△97,893
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	106,174
当期変動額合計	106,174
当期末残高	8,281
繰延ヘッジ損益	
前期末残高	△1,627
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	11,921
当期変動額合計	11,921
当期末残高	10,293
土地再評価差額金	
前期末残高	△4,511
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△143
当期変動額合計	△143
当期末残高	△4,655
評価・換算差額等合計	
前期末残高	△104,032
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	117,951
当期変動額合計	117,951
当期末残高	13,919
純資産合計	
前期末残高	863,145
当期変動額	
新株の発行	109,000
剰余金の配当	△11,226
当期純利益	21,691
自己株式の取得	△19
自己株式の処分	3
土地再評価差額金の取崩	143
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	117,951
当期変動額合計	237,545
当期末残高	1,100,690

第139期　個別注記表

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

   金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という）の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

   特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行っております。

   また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当事業年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前事業年度末と当事業年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当事業年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

   (1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法)、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある株式については決算日前１カ月の市場価格の平均に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定)、株式以外の時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。
   なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

   (2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記1. 及び2. (1) と同じ方法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

   デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

   (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

   有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年４月１日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法）を採用しております。

   また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建　　物	３年～60年
そ の 他	２年～20年

   (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

   無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社内における利用可能期間（５年）に基づいて償却しております。

   (3) リース資産

   所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

5. 繰延資産の処理方法

   社債発行費及び株式交付費は、支出時に全額費用として処理しております。

6. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

   外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社・子法人等株式を除き、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. 引当金の計上基準

   (1) 貸倒引当金

   貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

   破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

   破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者並びにその他今後の管理に注意を要する債務者のうち一定範囲に区分される信用リスクを有する債務者で、与信額が一定額以上の大口債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができるものについては、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率等、債権の発生当初の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業店及び審査各部が資産査定を実施し、当該部署から独立したリスク統括部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は28,587百万円であります。

(2) 投資損失引当金
投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(3) 賞与引当金
賞与引当金は、従業員への賞与の支払に備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) 役員賞与引当金
役員賞与引当金は、役員への賞与の支払に備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(5) 退職給付引当金
退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過 去 勤 務 債 務	その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

（会計方針の変更）
当事業年度末から「「退職給付に係る会計基準」の一部改正（その３）」（企業会計基準第19号平成20年７月31日）を適用しております。
なお、従来の方法による割引率と同一の割引率を使用することとなったため、当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

(6) 睡眠預金払戻損失引当金
睡眠預金払戻損失引当金は、一定の条件を満たし負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

(7) 偶発損失引当金
偶発損失引当金は、信託取引等に関して偶発的に発生する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失を個別に見積り、必要と認められる額を計上しております。

(8) 移転関連費用引当金
移転関連費用引当金は、東京地区拠点ビルの統廃合及び共同開発等に伴い発生する損失に備えるため、合理的な見積額を計上しております。

8. リース取引の処理方法
所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年４月１日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

9. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ
金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。
また、当事業年度末の貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号）を適用して実施しておりました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間に応じ期間配分しております。
なお、当事業年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は7,295百万円（税効果額控除前）、繰延ヘッジ利益は6,394百万円（同前）であります。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。

(3) 内部取引等

デリバティブ取引のうち特定取引勘定とそれ以外の勘定との間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。

なお、一部の資産・負債については、個別取引毎の繰延ヘッジを行っております。

10. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産の取得に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

会計方針の変更

（金融商品に関する会計基準）

当事業年度末から「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号平成20年３月10日）を適用しております。

これにより、従来の方法に比べ、買入金銭債権は842百万円増加、有価証券は742百万円増加、繰延税金資産は643百万円減少、その他有価証券評価差額金は941百万円増加し、税引前当期純利益は1,354百万円増加しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

1. 関係会社の株式及び出資総額　476,880百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は7,693百万円、延滞債権額は50,524百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第１項第３号のイからホまでに掲げる事由又は同項第４号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、３カ月以上延滞債権はありません。
なお、３カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から３カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は97,549百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び３カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、３カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は155,767百万円であります。
なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、4,113百万円であります。
7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
特定取引資産	313,970百万円
有価証券	1,184,359百万円
貸出金	697,247百万円
担保資産に対応する債務	
預金	24,461百万円
売現先勘定	601,787百万円
借用金	360,400百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券679,666百万円、その他資産172百万円を差し入れております。
また、その他の資産のうち保証金は15,551百万円、デリバティブ取引の差入担保金は56,139百万円であります。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は7,736,856百万円であります。このうち原契約期間が１年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが6,344,079百万円あります。
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
9. 土地の再評価に関する法律（平成10年３月31日公布 法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
再評価を行った年月日　平成11年３月31日
同法律第３条第３項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布 政令第119号）第２条第１号に定める標準地の公示価格及び同条第４号に定める路線価に基づいて、合理的な調整を行って算出。
同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額　9,246百万円
10. 有形固定資産の減価償却累計額　90,679百万円
11. 有形固定資産の圧縮記帳額　26,533百万円
12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金581,415百万円が含まれております。
13. 社債は、全額劣後特約付社債であります。
14. 元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託584,105百万円、貸付信託73,486百万円であります。
15. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）による社債に対する当社の保証債務の額は91,029百万円であります。
16. １株当たりの純資産額　590円82銭
17. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機の一部等については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
18. 関係会社に対する金銭債権総額　670,682百万円
19. 関係会社に対する金銭債務総額　567,510百万円
20. 銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。
剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第４項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に５分の１を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しております。
当事業年度における当該剰余金の配当に係る利益準備金の計上額は、1,742百万円であります。

（損益計算書関係）

1. 関係会社との取引による収益
信託報酬　78百万円
資金運用取引に係る収益総額　24,997百万円
役務取引等に係る収益総額　5,201百万円
その他業務・その他経常取引に係る収益総額　1,015百万円
関係会社との取引による費用
資金調達取引に係る費用総額　18,579百万円
役務取引等に係る費用総額　23,261百万円
その他の取引に係る費用総額　16,226百万円
2. 「その他の経常費用」には、組合等出資金損失8,970百万円を含んでおります。
3. 「その他の特別損失」は、連結子会社であるファーストクレジット株式会社に対する投資損失引当金繰入額であります。
4. １株当たり当期純利益金額　11円37銭

（株主資本等変動計算書関係）

1.　自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

	前事業年度末株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数	摘　　要
自己株式					
普通株式	525	39	8	556	(注) 1、2

（注）1.　普通株式の株式数の増加39千株は単元未満株式の買取による増加であります。

2.　普通株式の株式数の減少８千株は単元未満株式の買増請求による減少であります。

2.　「その他利益剰余金」について合計額により記載しておりますが、その内訳は次のとおりであります。

	前事業年度末残高	当事業年度変動額	当事業年度末残高
海外投資等損失準備金	0百万円	△0百万円	0百万円
別途準備金	341,870百万円	30,000百万円	371,870百万円
繰越利益剰余金	49,087百万円	△21,134百万円	27,953百万円

（有価証券関係）

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」、「その他の特定取引資産」中の短期社債、並びに「買入金銭債権」中の貸付債権信託受益権等が含まれております。

1.　売買目的有価証券（平成22年３月31日現在）

	当事業年度の損益に含まれた評価差額(百万円)
売買目的有価証券	235

2.　満期保有目的の債券（平成22年３月31日現在）

	種　類	貸借対照表計上額（百万円）	時　　価（百万円）	差　　額（百万円）
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	235,710	243,751	8,041
	地方債	―	―	―
	短期社債	―	―	―
	社債	23,286	23,392	105
	その他	272,893	319,712	46,818
	外国債券	272,893	319,712	46,818
	小　計	531,891	586,856	54,965
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	―	―	―
	地方債	―	―	―
	短期社債	―	―	―
	社債	―	―	―
	その他	14,166	12,905	△1,261
	外国債券	14,166	12,905	△1,261
	小　計	14,166	12,905	△1,261
合　計		546,057	599,762	53,704

（注）　時価を把握することが極めて困難と認められる満期保有目的の債券はありません。

3.　子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（平成22年３月31日現在）

時価のある子会社・子法人等株式及び関連法人等株式はありません。

また、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式及び関連法人等株式の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

	貸借対照表計上額(百万円)
子会社・子法人等株式	411,897
関連法人等株式	37,712
合　計	449,609

4.　その他有価証券（平成22年３月31日現在）

	種　類	貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差　額（百万円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	345,252	246,346	98,906
	債券	1,001,159	974,156	27,003
	国債	765,441	740,650	24,791
	地方債	4,328	4,306	21
	短期社債	―	―	―
	社債	231,389	229,198	2,190
	その他	585,323	558,351	26,972
	外国株式	301	137	164
	外国債券	390,749	379,470	11,279
	その他	194,272	178,743	15,528
	小　計	1,931,736	1,778,854	152,881
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	146,437	180,315	△33,877
	債券	637,179	638,798	△1,619
	国債	450,472	450,676	△204
	地方債	7,501	7,541	△39
	短期社債	―	―	―
	社債	179,205	180,580	△1,375
	その他	893,731	918,110	△24,379
	外国株式	―	―	―
	外国債券	661,835	677,227	△15,391
	その他	231,895	240,882	△8,987
	小　計	1,677,348	1,737,224	△59,875
合　計		3,609,084	3,516,079	93,005

（注）　時価を把握することが極めて困難と認められる主なその他有価証券

	貸借対照表計上額(百万円)
非上場株式	47,003
組合出資金	53,866

非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

なお、当事業年度において、非上場株式について2,122百万円減損処理を行っております。

組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているもの等については、時価開示の対象とはしておりません。

5.　当事業年度中に売却した満期保有目的の債券（自　平成21年４月１日　至　平成22年３月31日）
該当ありません。

6.　当事業年度中に売却したその他有価証券（自　平成21年４月１日　至　平成22年３月31日）

	売却額 （百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
株式	18,812	8,533	57
債券	1,285,400	7,684	2,939
国債	1,256,797	7,421	2,938
地方債	12,067	104	1
短期社債	―	―	―
社債	16,535	159	0
その他	1,424,756	27,857	11,682
外国債券	1,215,766	24,572	6,994
その他	208,989	3,284	4,687
合　計	2,728,969	44,075	14,680

（注）　時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券を含んでおります。

7.　保有目的を変更した有価証券（平成22年３月31日現在）
従来、「その他有価証券」に区分していた海外クレジット投資関連の資産担保証券の一部について、「満期保有目的の債券」に区分を変更しております。当該区分変更は、海外クレジット投資関連の資産担保証券の市場における取引が著しく停滞していることなどにより、「想定し得なかった市場環境の著しい変化によって流動性が極端に低下したことなどから、保有する債券を公正な評価額である時価で売却することが困難な期間が相当程度生じているような稀な場合」に該当すると判断したことによるものであり、平成20年12月26日に満期保有目的に変更する旨の意思決定を行った上で、振替時の時価（288,058百万円）で変更を実施しております。
その他有価証券から満期保有目的の債券へ変更したもの（平成22年３月31日現在）

	時　価 （百万円）	貸借対照表計上額 （百万円）	貸借対照表に計上された その他有価証券評価 差額金の額（百万円）
外国債券	308,150	262,660	△46,815

（注）　当事業年度中に、満期保有目的で保有していた債券の一部1,831百万円について、格付の低下に伴い当社が定める満期保有目的の適格要件を満たさなくなりました。このため、同債券について「その他有価証券」に保有目的を変更しております。

8.　減損処理を行った有価証券
その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という）しております。
当事業年度における減損処理額は、13,406百万円（うち、株式12,224百万円、外国債券651百万円、その他529百万円）であります。また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定において、有価証券の発行会社の区分が正常先に該当するものについては、時価が取得原価に比べ50％以上下落した場合とし、今後の管理に注意を要する要注意先以下に該当するものについては、時価が取得原価に比べ30％以上下落した場合であります。
なお、一部の有価証券については、上記に加え、時価が取得原価に比べて30％以上50％未満下落し、かつ一定期間下落が継続している場合には、時価に回復可能性がないものとして減損処理を行っております。

（金銭の信託関係）

1. 運用目的の金銭の信託（平成22年３月31日現在）

	貸借対照表計上額（百万円）	当事業年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
運用目的の金銭の信託	10,345	△1

2. 満期保有目的の金銭の信託（平成22年３月31日現在）
該当ありません。

3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成22年３月31日現在）

	貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの（百万円）	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの（百万円）
その他の金銭の信託	12,000	12,000	―	―	―

（注） 当事業年度末において、信託財産構成物に時価のある有価証券等は含まれておりません。

（税効果会計関係）

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度超過額（貸出金償却含む）	38,359百万円
有価証券償却有税分	38,029百万円
投資損失引当金	26,793百万円
退職給付引当金	18,757百万円
その他	11,523百万円
繰延税金資産小計	133,463百万円
評価性引当額	△33,396百万円
繰延税金負債との相殺	△40,559百万円
繰延税金資産合計	59,507百万円
繰延税金負債	
退職給付信託	23,979百万円
繰延ヘッジ損益	7,035百万円
その他有価証券評価差額金	5,660百万円
その他	3,883百万円
繰延税金負債小計	40,559百万円
繰延税金資産との相殺	△40,559百万円
繰延税金負債合計	―百万円
差引：繰延税金資産の純額	59,507百万円

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成22年５月11日

住友信託銀行株式会社
　取締役会　御中

あずさ監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	河合利治	㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士	壁谷惠嗣	㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士	小倉加奈子	㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、住友信託銀行株式会社の平成21年４月１日から平成22年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、住友信託銀行株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

独立監査人の監査報告書

平成22年５月11日

住友信託銀行株式会社
　取締役会　御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員　公認会計士　河合利治　㊞

指定社員
業務執行社員　公認会計士　壁谷惠嗣　㊞

指定社員
業務執行社員　公認会計士　小倉加奈子　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、住友信託銀行株式会社の平成21年４月１日から平成22年３月31日までの第139期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成21年４月１日から平成22年３月31日までの第139期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画、職務の分担等を定め、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するための体制（会社法第362条第４項第六号並びに会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制、以下「内部統制システム」といいます）の整備状況、コンプライアンス態勢、リスク管理態勢等を重点監査事項として設定し、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、監査計画、職務の分担等に従い、取締役、執行役員、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他の重要な会議に出席するほか、取締役等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、重要な決裁書類等を閲覧し、随時本店及び支店において業務の状況を実地調査いたしました。実地調査にあたっては内部監査部門との連係に努めました。さらに、内部統制システムの整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制の状況を、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査の実施基準に準拠して、監視し検証いたしました。なお、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制については、取締役等及び監査人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。子会社については、常勤監査役が主要な子会社の監査役を兼職しており、兼職している監査役がそれぞれの子会社の取締役会及び監査役会に出席するほか、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社及び関係部門の取締役等から事業の報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人については会議や実地調査への立会い等により会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視し検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会意見書）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関しては、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成22年５月12日

住友信託銀行株式会社　監査役会
常任監査役（常勤）　鈴　木　　　優　㊞
監　査　役（常勤）　髙　村　幸　一　㊞
監　査　役（常勤）　坪　井　達　也　㊞
監　査　役　　　　　前　田　　　庸　㊞
監　査　役　　　　　星　野　敏　雄　㊞

（注）監査役髙村幸一、監査役前田 庸及び監査役星野敏雄は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

以　上

ご参考

第139期末信託財産残高表

平成22年3月31日現在

（単位：百万円）

資産	金額	負債	金額
貸出金	**398,476**	**金銭信託**	**12,284,982**
証書貸付	260,262	**年金信託**	**5,435,133**
手形貸付	138,213	**財産形成給付信託**	**8,521**
有価証券	**554,630**	**貸付信託**	**74,774**
国債	94,556	**投資信託**	**23,576,929**
地方債	29	**金銭信託以外の金銭の信託**	**2,406,475**
社債	43,443	**有価証券の信託**	**16,414,987**
株式	68	**金銭債権の信託**	**10,116,344**
外国証券	416,531	**土地及びその定着物の信託**	**43,940**
信託受益権	**61,043,709**	**包括信託**	**8,945,597**
受託有価証券	**372,763**	**その他の信託**	**0**
金銭債権	**10,226,782**		
生命保険債権	0		
住宅貸付債権	8,008,421		
その他の金銭債権	2,218,360		
有形固定資産	**4,418,089**		
動産	100		
不動産	4,417,989		
無形固定資産	**37,721**		
地上権	15,510		
不動産の賃借権	22,160		
その他の無形固定資産	49		
その他債権	**1,598,623**		
コールローン	**30,900**		
銀行勘定貸	**430,969**		
現金預け金	**195,020**		
預け金	195,020		
合計	**79,307,687**	**合計**	**79,307,687**

（注）1.　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2.　上記残高表には、金銭評価の困難な信託を除いております。
3.　信託受益権には、資産管理を目的として再信託を行っている金額61,007,191百万円を含んでおります。
4.　共同信託他社管理財産2,198,589百万円
5.　元本補てん契約のある信託の貸出金262,731百万円のうち破綻先債権額は―百万円、延滞債権額は13,292百万円、３カ月以上延滞債権額は―百万円、貸出条件緩和債権額は119百万円、以上合計額は13,411百万円であります。

（付）　元本補てん契約のある信託（信託財産の運用のため再信託された信託を含む）の内訳は次のとおりであります。

金　銭　信　託　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：百万円）

資　　産	金　　額	負　　債	金　　額
貸出金	262,731	元本	584,105
有価証券	48	債権償却準備金	437
その他	322,386	その他	623
計	585,166	計	585,166

（注）　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸　付　信　託　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：百万円）

資　　産	金　　額	負　　債	金　　額
貸出金	—	元本	73,486
有価証券	—	特別留保金	604
その他	74,780	その他	689
計	74,780	計	74,780

（注）　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は株主の皆様への利益還元を重要な経営方針のひとつとして位置付け、業績に応じた株主利益還元策を実施することを基本方針とし、連結配当性向の目標を30%程度としております。この配当方針に基づき、当期の期末配当を、次のとおりといたしたいと存じます。

なお、その他の剰余金の処分はございません。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

普通株式	１株につき　５円	総額8,372,857,810円
第１回第二種優先株式	１株につき　21円15銭	総額2,305,350,000円

なお、普通株式につきましては、平成21年12月にお支払いいたしました中間配当金（１株につき５円）を含め、この１年間にお支払いする配当金の合計は１株につき10円となります。

また、第１回第二種優先株式につきましては、所定の配当金とさせていただくものであります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成22年６月30日

第２号議案　取締役12名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（12名）が任期満了となります。

つきましては、取締役12名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の種類及び数
1	高橋　温（たかはし あつし） （昭和16年７月23日生）	昭和40年４月　当社入社 平成３年６月　当社取締役　業務部長委嘱 平成５年６月　当社取締役　企画部長委嘱 平成５年６月　当社常務取締役　企画部長委嘱 平成７年２月　当社常務取締役 平成９年６月　当社専務取締役 平成10年３月　当社取締役社長 平成17年６月　当社取締役会長（現任） （重要な兼職の状況） 京阪電気鉄道株式会社　社外取締役	普通株式 176,000株
2	常陰　均（つねかげ ひとし） （昭和29年８月６日生）	昭和52年４月　当社入社 平成16年６月　当社執行役員　企画部長委嘱 平成17年６月　当社執行役員　本店支配人委嘱 平成17年６月　当社取締役兼常務執行役員 平成20年１月　当社取締役社長（現任） （当社における担当） 業務監査部統轄 （重要な兼職の状況） 社団法人信託協会 会長	普通株式 42,000株
3	大塚明生（おおつか あきお） （昭和28年３月16日生）	昭和51年４月　当社入社 平成14年４月　当社執行役員　東京法人信託営業第一部長委嘱 平成16年６月　当社執行役員　本店支配人委嘱 平成16年６月　当社常務執行役員 平成20年６月　当社取締役兼専務執行役員（現任） （当社における担当） 受託事業統括役員 兼顧客グループ・投資営業担当役員	普通株式 33,000株
4	向原　潔（むこうはら きよし） （昭和27年２月11日生）	昭和50年４月　当社入社 平成15年６月　当社執行役員　審査第一部長委嘱 平成16年４月　当社執行役員　ホールセール企画部長委嘱 平成16年６月　当社常務執行役員　ホールセール企画部長委嘱 平成17年６月　当社常務執行役員 平成18年６月　当社取締役兼常務執行役員 平成20年６月　当社取締役兼専務執行役員（現任） （当社における担当） 顧客グループ・近畿圏統括役員 兼顧客グループ営業店部業推役員	普通株式 50,157株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の種類及び数
5	杉田光彦（すぎたてるひこ） （昭和26年７月14日生）	昭和50年４月　当社入社 平成15年６月　当社執行役員　東京営業第一部長委嘱 平成17年６月　当社執行役員　本店支配人委嘱 平成17年６月　当社常務執行役員 平成17年６月　当社常務執行役員　審査部長委嘱 平成19年６月　当社常務執行役員 平成20年６月　当社取締役兼専務執行役員 平成21年５月　当社取締役兼専務執行役員　資産金融部長委嘱 平成21年７月　当社取締役兼専務執行役員（現任） （当社における担当） 顧客グループ・ホールセール事業統括役員 兼顧客グループ・大企業取引店部統括役員 兼顧客グループ・プロダクツ担当役員 兼顧客グループ営業店部業推役員	普通株式 46,000株
6	草川修一（くさかわしゅういち） （昭和29年12月９日生）	昭和52年４月　当社入社 平成17年６月　当社執行役員　人事部長委嘱 平成18年６月　当社執行役員　本店支配人委嘱 平成18年６月　当社取締役兼常務執行役員（現任） （当社における担当） 本店総括部、総務部、人事部、リスク統括部、調査部統轄	普通株式 33,639株
7	服部力也（はっとりりきや） （昭和29年２月３日生）	昭和53年４月　当社入社 平成17年６月　当社執行役員　金融法人部長委嘱 平成18年６月　当社常務執行役員　金融事業企画部長委嘱 平成19年６月　当社常務執行役員 平成20年６月　当社取締役兼常務執行役員 平成20年10月　当社取締役兼常務執行役員　不動産営業開発部長委嘱 平成21年５月　当社取締役兼常務執行役員（現任） （当社における担当） 顧客グループ・不動産事業統括役員 兼顧客グループ営業店部業推役員	普通株式 30,000株
8	筒井澄和（つついすみかず） （昭和31年11月11日生）	昭和54年４月　当社入社 平成17年６月　当社執行役員　総合資金部長委嘱 平成18年６月　当社執行役員　本店支配人兼マーケット資金事業部門経営管理ユニット長兼同部門財務ユニット長兼同部門開発投資ユニット長委嘱 平成19年６月　当社執行役員　本店支配人兼マーケット資金事業部門経営管理ユニット長委嘱 平成19年６月　当社取締役兼常務執行役員　マーケット資金事業部門経営管理ユニット長委嘱 平成20年５月　当社取締役兼常務執行役員（現任） （当社における担当） マーケット資金事業統括役員	普通株式 31,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の種類及び数
9	大久保哲夫（おおくぼてつお） （昭和31年４月６日生）	昭和55年４月　当社入社 平成18年６月　当社執行役員　業務部長委嘱 平成19年６月　当社執行役員　本店支配人委嘱 平成19年６月　当社執行役員 平成20年１月　当社常務執行役員 平成20年６月　当社取締役兼常務執行役員（現任） （当社における担当） 企画部統轄 顧客グループ営業店部業推役員 （重要な兼職の状況） 住友成泉株式会社　社外監査役	普通株式 31,000株
10	鈴木郁也（すずきふみなり） （昭和30年３月19日生）	昭和52年４月　当社入社 平成12年４月　当社営業企画部長 平成14年２月　当社静岡支店長 平成16年６月　当社東京法人信託営業第一部長 平成18年６月　当社執行役員　東京法人信託営業第一部長委嘱 平成20年６月　当社常務執行役員（現任） （当社における担当） 受託事業副統括役員 兼顧客グループ・プライベートバンキング・投資営業担当役員 兼顧客グループ営業店部業推役員	普通株式 18,000株
11	穂積孝一（ほずみこういち） （昭和28年５月28日生）	昭和53年４月　当社入社 平成11年２月　当社八王子支店長 平成12年４月　当社静岡支店長 平成14年２月　当社投資営業推進部長 平成15年６月　当社東京営業第二部長 平成18年６月　当社執行役員　東京営業第二部長委嘱 平成19年６月　当社執行役員　業務部長委嘱 平成20年５月　当社執行役員　本店支配人委嘱 平成20年６月　当社常務執行役員 平成21年１月　当社常務執行役員　審査第二部長委嘱 平成22年４月　当社常務執行役員（現任） （当社における担当） 業務部統轄 投融資管理グループ・審査第二部担当役員 兼顧客グループ営業店部業推役員	普通株式 28,000株
12	佐谷戸淳一（さやとじゅんいち） （昭和30年９月27日生）	昭和53年４月　当社入社 平成18年６月　当社執行役員　米州地区統括支配人 兼ニューヨーク支店長委嘱 平成20年５月　当社執行役員　本店支配人委嘱 平成20年６月　当社取締役兼常務執行役員（現任） （当社における担当） 管理部、業務管理部、事務推進部統轄	普通株式 22,000株

（注）　各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

第３号議案　役員賞与支給の件

当期の業績などを勘案し、当期末時点の取締役12名に対して総額70百万円を役員賞与として支給させていただきたいと存じます。なお、各取締役に対する金額の決定は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

以　上

株主総会会場ご案内図

住友ビルディング12階会議室
（所在地：大阪市中央区北浜四丁目５番33号）

●地下鉄御堂筋線淀屋橋駅下車４号または10号出口から徒歩約３分

●地下鉄四つ橋線肥後橋駅下車１A号、１B号または５A号出口から徒歩約４分

●京阪電鉄淀屋橋駅下車４号出口から徒歩約３分

（お願い）

会場には駐車場の用意がございませんので、お車でのお越しはご遠慮ください。